

企業年金連絡協議会 春の研修会

超高齢社会における社会保障制度の在り方と 私的年金への期待

2023年3月27日(月)

年金シニアプラン総合研究機構 審議役

西岡 隆

自己紹介

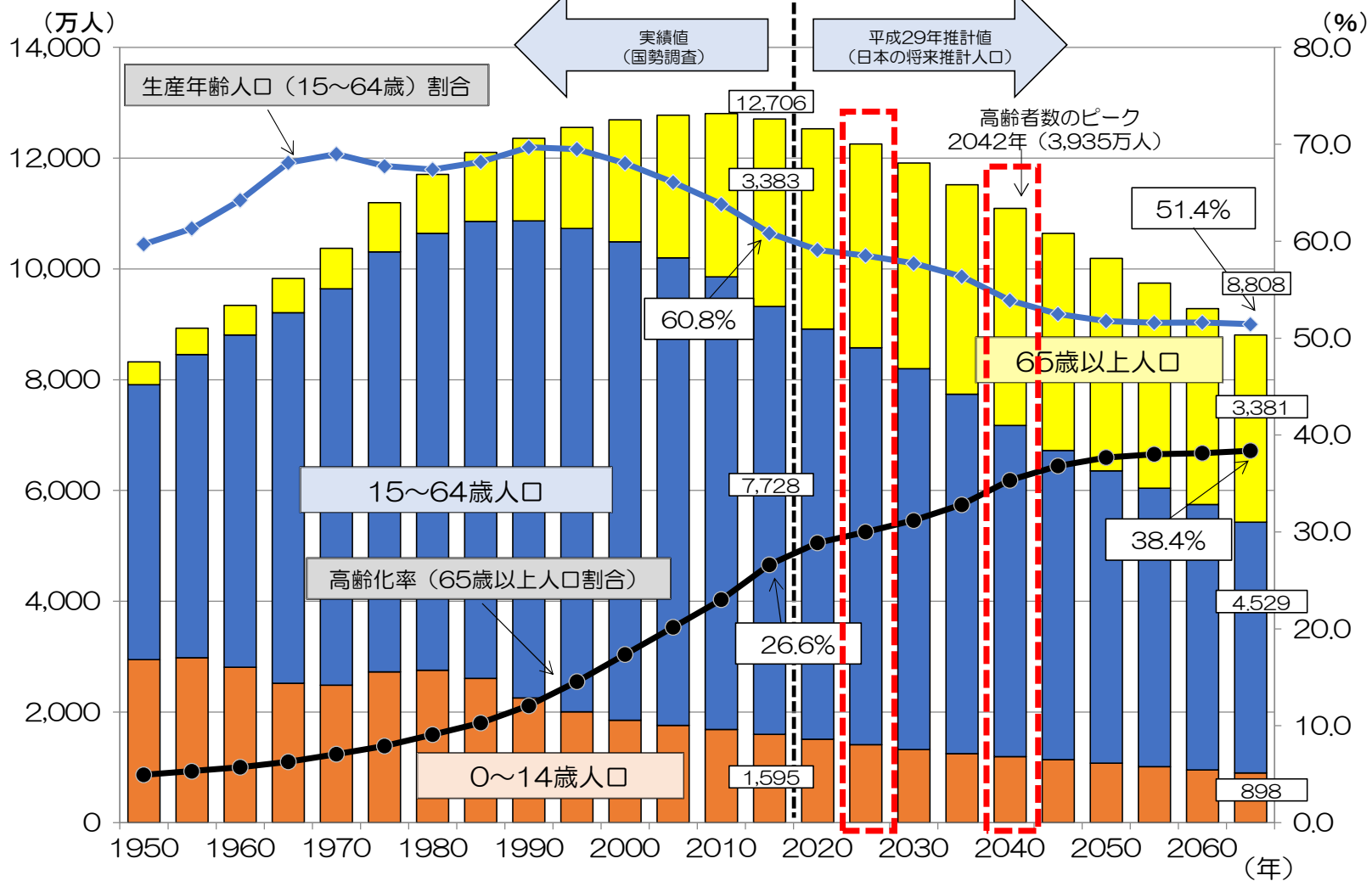
- ◇ 1995年4月 厚生省(現厚生労働省)入省 理学部数学科を出て、数理系職員として、年金局数理課に配属。厚生年金の財政計算担当者として、2000年年金改正に携わる
→ その後、年金局企業年金国民年金基金課(2002年企業年金改革)
- ◇ 2002年8月 社会保障担当参事官室長補佐 人口推計や出生率の担当として、2004年年金改正に関与
- ◇ 2005年8月 保険局調査課課長補佐 2006年医療制度改革、後期高齢者医療制度創設。
医療費の将来見通しの担当。
- ◇ 2007年8月 年金局数理課に配属 (2008年5月 社会保障国民会議 年金財政シミュレーションの作成、
2009年2月 2009年財政検証)
→ その後、2009年4月、[大分県臼杵市\(コミュニティ推進室長、保健福祉部次長\)](#)
- ◇ 2011年4月 年金局数理課に配属(社会保障・税一体改革、社会保障の教育推進に関する検討会)
→ その後、2013年7月、[大分県臼杵市へ再赴任\(理事 兼 協働まちづくり推進局長\)](#)
- ◇ 2016年4月 年金局事業企画課 システム室長(日本年金機構の情報セキュリティ対策など)
- ◇ 2018年7月 年金局企業年金個人年金課 基金数理室長・普及推進室長 (2020年年金制度改革、iDeCoの普及など)
- ◇ 2020年8月 保険局 調査課長(2021年医療保険改革(後期高齢者の2割負担など))
- ◇ 2022年6月 現職

本日の主なメッセージ

- ◆ 加速する少子高齢社会に対して、老後生活の基礎となる公的年金の仕組みをどのように考えればよいか。
- ◆ その上で、「老後資産形成」は重要であり、企業年金をはじめとする私的年金は今後、どのような役割を担う必要があるか。
- ◆ さらに、長期化する高齢期を見据えて、資産をもつ高齢者が安心して暮らせるためには、さらにどのような取組みが必要か。

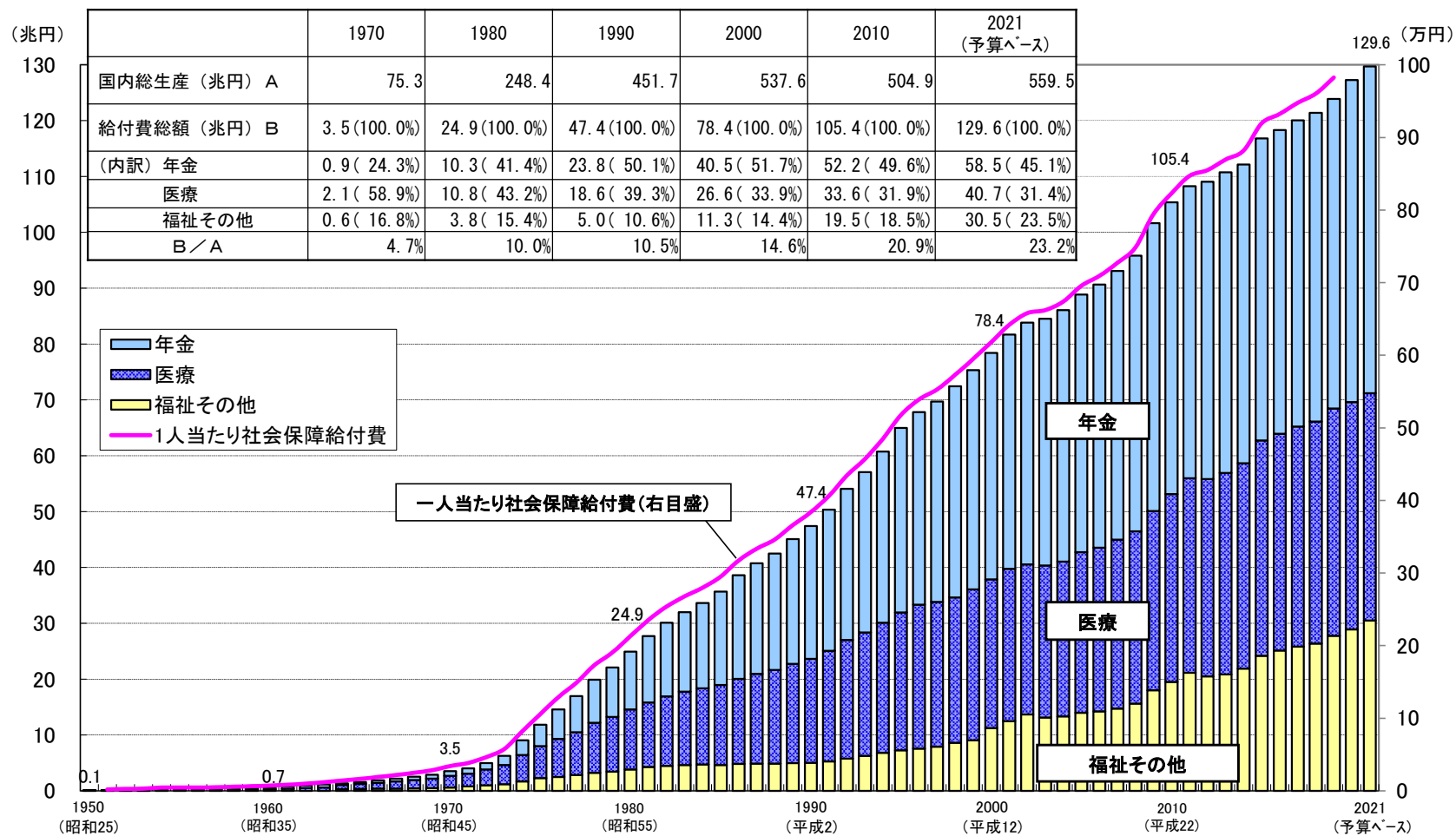
～ これまでの年金をはじめとする社会保障改革に関わってきた経験をもとに

我が国の人口の推移と見通し



資料：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）仮定）

社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」、2020～2021年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2021年度の国内総生産は「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和3年1月18日閣議決定)」

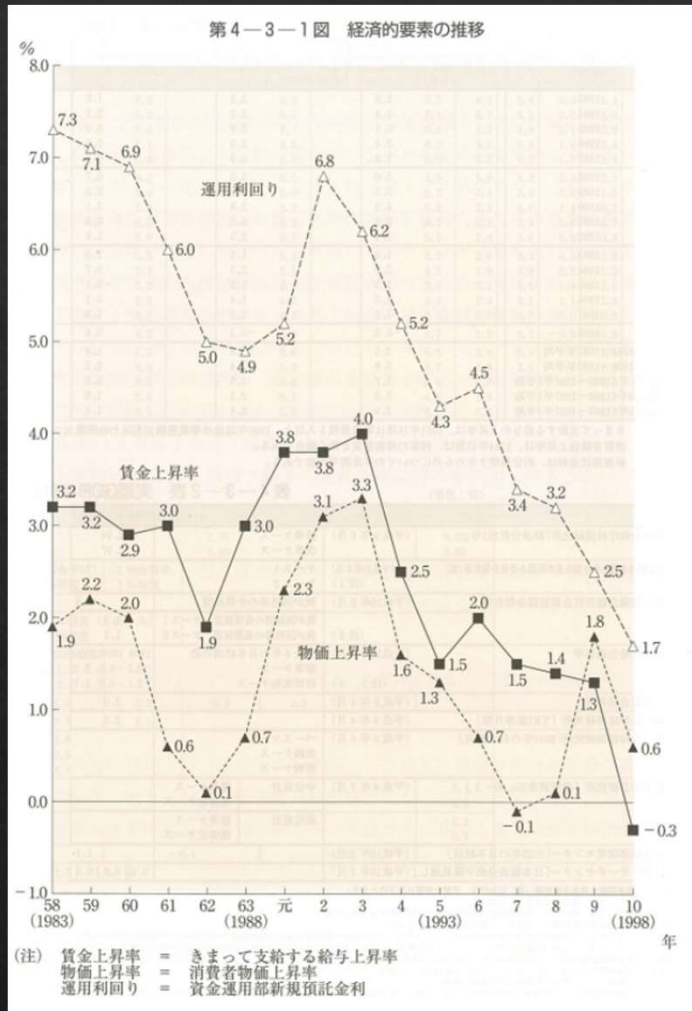
(注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2021年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

I 公的年金改革の流れを振り返る

～ 経済の伸びの鈍化のはじまりとその長期化 ～

- ◇ 私が旧厚生省に入省したのが1995年。阪神淡路大震災、オウム事件の直後。バブルは終わっていたが、まだその余韻がわずかに漂う時期。
- ◇ 1994年財政再計算が実施された翌年。初めて計算を任せられた試算は、運用利回り、賃金上昇率、物価上昇率をそれぞれ1%ずつ引き下げられた場合の試算。
(5.5%,4.0%,2.0% ⇒ 4.5%,3.0%,1.0%)
⇒ 厚生年金基金の代行部分の5.5%の前提の終焉
(免除保険料率の引き上げ、最低責任準備金の計算方法の見直し)
⇒ 1999年9月末をもって、代行部分が凍結(いわゆる転がし計算)。
- ◇ このときの経済の低迷が、その後、30年近く続くとは誰も思いもしなかったはず。

経済指標(物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り)の推移



平成6年財政再計算の経済前提

運用利回り 5.5%
 賃金上昇率 4.0%
 消費者物価指数 2.0%



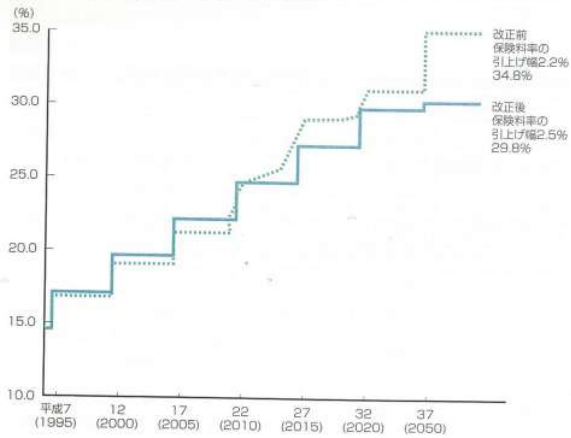
平成11年財政再計算の経済前提

運用利回り 4.0%
 賃金上昇率 2.5%
 消費者物価指数 1.5%

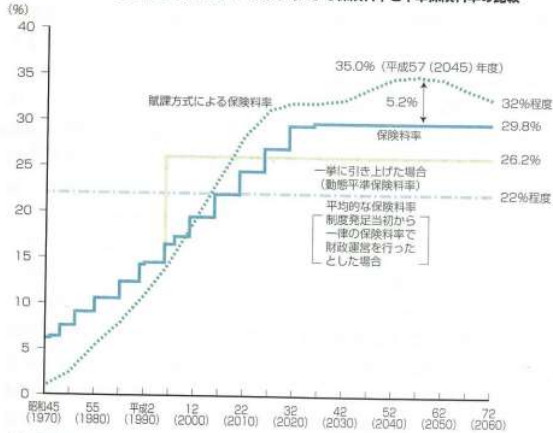
(資料)厚生年金・国民年金 平成11年財政再計算結果(p107)

平成12年改正検討段階の「5つの選択肢」(平成9年度版年金白書 21世紀の年金を「選択」する 抜粋)

図表1-1-36 厚生年金保険料率の将来見通し



図表1-1-37 厚生年金の保険料率、賦課方式による保険料率と平準保険料率の比較



(注) 標準報酬上昇率4.0%、消費者物価上昇率2.0%、運用利回り5.5%としています。
資料：いずれも厚生省「厚生年金・国民年金 平成26年財政再計算結果」

図表3 「5つの選択肢」の概要

A案 現行制度の給付設計を維持する案

前回の平成6(1994)年改正に基づく給付水準や支給開始年齢等を維持する。厚生年金の最終保険料率は、月収の34.3% (ボーナスを含む年収の26.4%) に上昇。

B案 厚生年金保険料率を月収の30%以内にとどめる案

厚生年金の最終保険料率を、前回の平成6(1994)年改正の前提であった月収の30% (ボーナスを含む年収の23%程度) 以内にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。平成37(2025)年度時点で支出総額を1割程度抑制することが必要。

C案 厚生年金保険料率を年収(ボーナスを含む)の20%程度にとどめる案

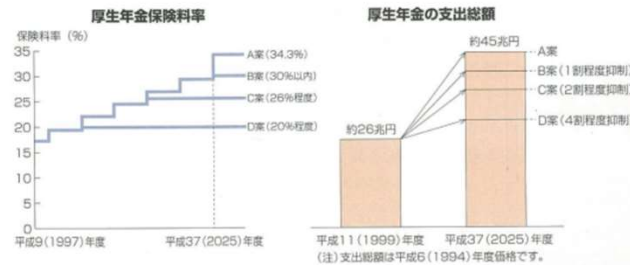
厚生年金の最終保険料率を、ボーナスを含む年収の20%程度 (月収の26%程度) にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。平成37(2025)年度時点で支出総額を2割程度抑制することが必要。

D案 厚生年金保険料率を現状程度に維持する案

厚生年金の最終保険料率を、現状程度の月収の20%程度 (ボーナスを含む年収の15%程度) にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。平成37(2025)年度時点で支出総額を4割程度抑制することが必要。

E案 厚生年金の廃止 (民営化) 案

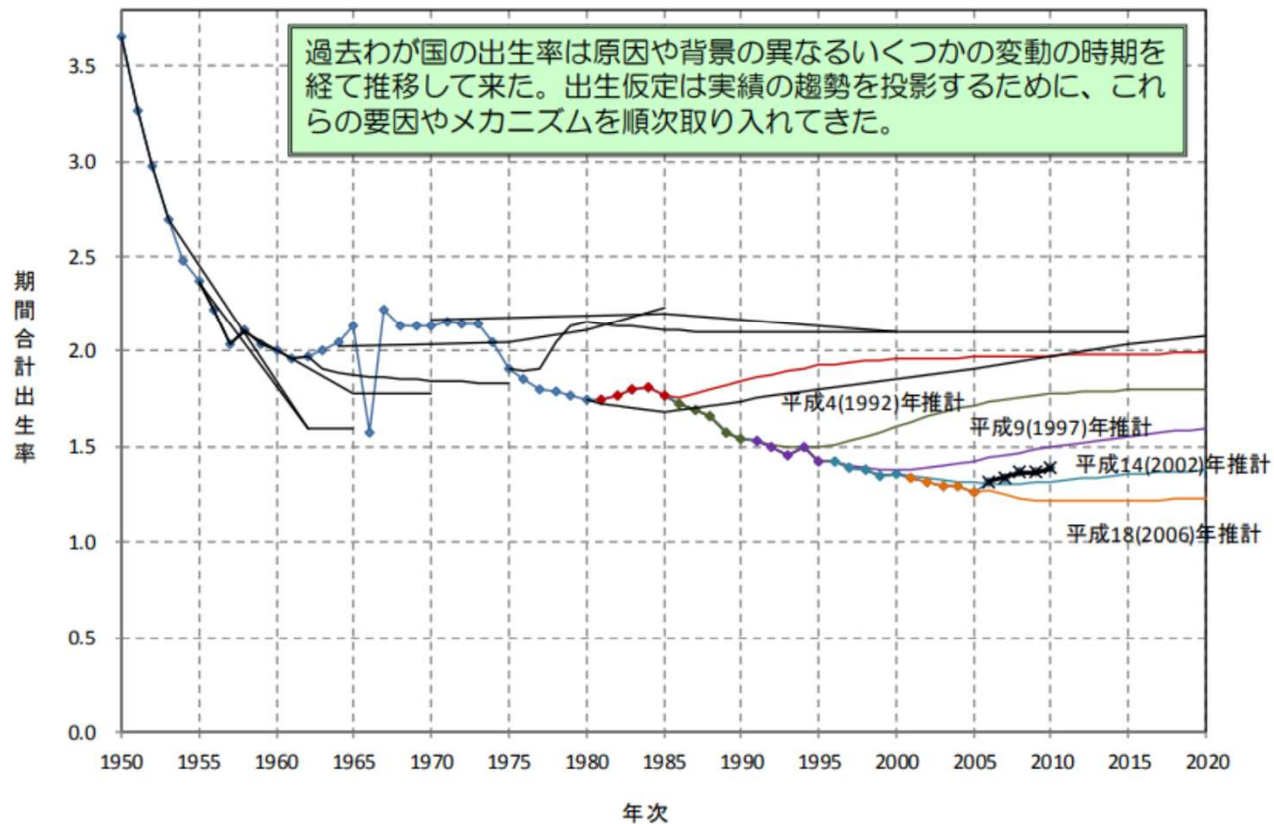
公的年金は基礎年金を基本に1階建ての年金とするとともに、厚生年金は廃止し、積立方式による民間の企業年金または個人年金に委ねる。



～出生率の著しい低下と人口推計～

- ◇ わが国で少子化の議論が初めてされたのは、平成元(1989)年の合計特殊出生率が1.57とひのえうま(1966年)の1.58を下回った時。その後も、出生率の低下は続く。
- ◇ 2002年1月に新しい将来推計人口が公表され、1997年の人口推計に比べてもかなり厳しい状況。2000年の年金改正以降、経済状況も悪く、2000年の年金改正では保険料引き上げが見送られ、公的年金は同じやり方で財政再計算をできる状況にはなかった。
- ◇ こうした中、2003年9月、「平成16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口試案)」が公表され、保険料率の上限を固定し、その範囲内で「マクロ経済スライド」によるスライド調整で給付水準を調整することが提案された。そして、2004年6月、いわゆる2004年年金改革法案が成立。
- ◇ しかし、その後も出生率の低下傾向は変わらず、法案成立直前に2003年の合計特殊出生率が1.29と1.3を初めて下回ることが報道され、また、その公表手順に不備があったこともあり、混乱の中での法案成立となった。

期間合計出生率の仮定値と実績値：第1～3期



平成14年1月推計の出生率の仮定

図表7 将来出生率の見通しの比較

A. 目標コーホートの仮定に関する考え方の比較

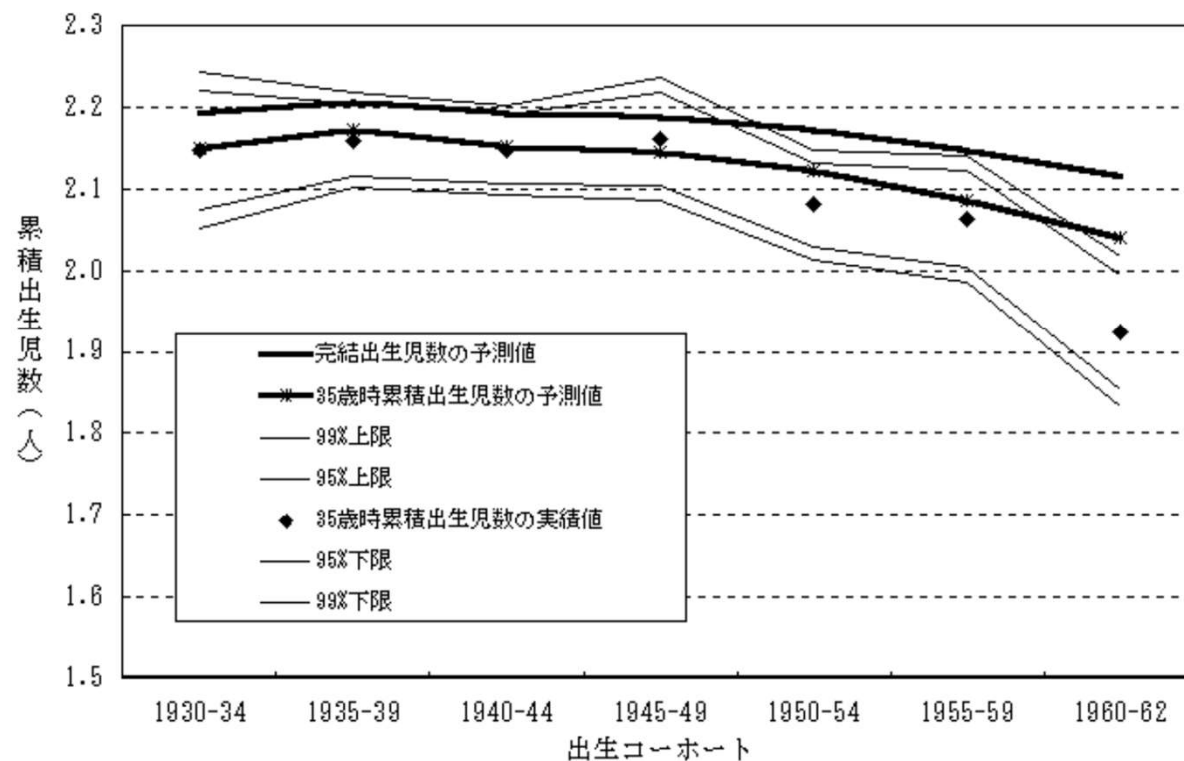
要因	平成9年推計 1980出生コーホート	新推計 1985出生コーホート
生涯未婚	平均初婚年齢の上昇にともない未婚化は進行するとの認識。	平均初婚年齢の上昇にともない未婚化は、勢いを衰えさせながら進行するとの認識。
離死別効果	離婚率は上昇しつつも、同時に再婚率も上昇。離別者の平均子ども数はほぼ安定。	離婚率は上昇しつつも、同時に再婚率も上昇。離別者の平均子ども数はほぼ安定。
夫婦完結出生児数	晩婚化効果による出生力低下	晩婚化が進行し、平均初婚年齢の上昇にともない夫婦完結出生児数は以前より減少するとの認識。
	晩婚化以外の要因による出生力低下	推計時点で顕著な傾向がみられず。
		1960年代の出生コーホートで、顕著な低下を認知。

B. 目標コーホートの仮定設定値

要因	平成9年推計 1980出生コーホート	新推計 1985出生コーホート
生涯未婚	50歳時の未婚率： 4.6%(1941-45年生まれ)→13.8%	50歳時の未婚率： 5.2%(1946-50年生まれ)→16.8%
離死別効果	離死別効果係数 w=0.954	離死別効果係数 w=0.971
夫婦完結出生児数	1.96人	1.72人
晩婚化効果による出生力低下	初婚年齢の上昇にともなう低下： 2.18人(1943-47年生まれ)→1.96人	初婚年齢の上昇にともなう低下： 2.13人(1948-52年生まれ)→1.89人
晩婚化以外の要因による出生力低下効果	結婚出生力低下係数 k=1 (効果なし)	結婚出生力低下係数 k=0.911

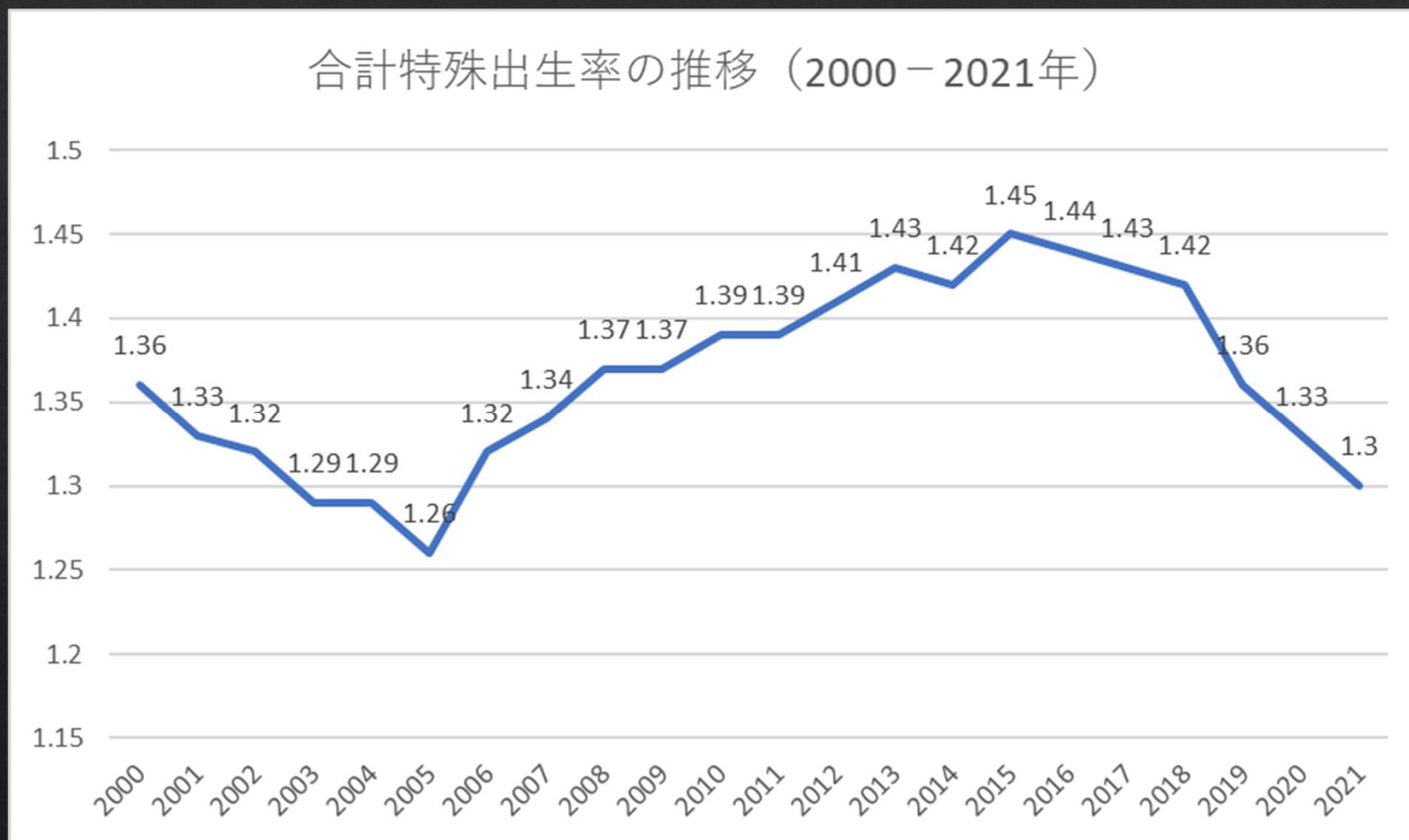
出生動向基本調査による完結出生児数の予測

図表9 完結出生児数の予測値、および35歳時累積出生児数の予測値ならびに実績値：出生動向基本調査



第5回社会保障審議会人口部会資料(平成14年1月)
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/01/s0130-6b1.html>

2000年以降の合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率について

① 期間合計特殊出生率の年次推移（年齢階級別内訳）

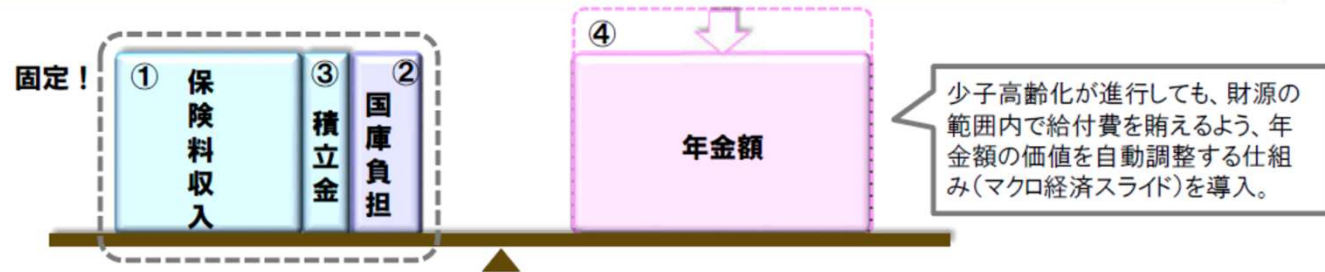
	昭和51年	56年	61年	平成3年	8年	13年	18年	23年	28年	令和3年
	1976	1981	1986	1991	1996	2001	2006	2011	2016	2021
母の年齢	1.85	1.74	1.72	1.53	1.43	1.33	1.32	1.39	1.44	1.30
15～19	0.0186	0.0196	0.0196	0.0188	0.0188	0.0289	0.0250	0.0227	0.0190	0.0100
20～24	0.4825	0.3697	0.3016	0.2244	0.1988	0.1980	0.1871	0.1710	0.1433	0.1035
25～29	0.9266	0.9074	0.8557	0.6956	0.5631	0.4782	0.4353	0.4349	0.4139	0.3615
30～34	0.3446	0.3669	0.4473	0.4722	0.4895	0.4425	0.4516	0.4836	0.5147	0.4820
35～39	0.0694	0.0693	0.0891	0.1115	0.1395	0.1659	0.1886	0.2390	0.2907	0.2799
40～44	0.0097	0.0082	0.0094	0.0118	0.0155	0.0199	0.0286	0.0408	0.0586	0.0641
45～49	0.0004	0.0003	0.0003	0.0003	0.0004	0.0005	0.0007	0.0011	0.0015	0.0018

② 各世代（コーホート）別にみた母の年齢階級別出生率（ごく粗い計算）

	昭和32～36 年生まれ (1957-1961)	昭和37～41 年生まれ (1962-1966)	昭和42～46 年生まれ (1967-1971)	昭和47～51 年生まれ (1972-1976)	昭和52～56 年生まれ (1977-1981)	昭和57～61 年生まれ (1982-1986)	昭和62～平 成3年生まれ (1987-1991)	平成4～8年 生まれ (1992-1996)	平成9～13年 生まれ (1997-2001)	平成14～18 年生まれ (2002-2006)
母の年齢	60～64歳の 世代	55～59歳の 世代	50～54歳の 世代	45～49歳の 世代	40～44歳の 世代	35～39歳の 世代	30～34歳の 世代	25～29歳の 世代	20～24歳の 世代	15～19歳の 世代
15～19	0.0186	0.0196	0.0196	0.0188	0.0188	0.0289	0.0250	0.0227	0.0190	0.0100
20～24	0.3697	0.3016	0.2244	0.1988	0.1980	0.1871	0.1710	0.1433	0.1035	
25～29	0.8557	0.6956	0.5631	0.4782	0.4353	0.4349	0.4139	0.3615		
30～34	0.4722	0.4895	0.4425	0.4516	0.4836	0.5147	0.4820			
35～39	0.1395	0.1659	0.1886	0.2390	0.2907	0.2799				
40～44	0.0199	0.0286	0.0408	0.0586	0.0641					
45～49	0.0007	0.0011	0.0015	0.0018						
コーホート合計特殊出生率	1.88	1.70	1.48	1.45	1.49	1.45	1.09	0.53	0.12	0.01

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)
 ・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
 ・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,590円(令和4年4月~)
※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率: 61.7%(令和元年度) ⇒ 50.8%~51.9%(令和28~29年度) <令和元年財政検証・ケースI~III>

～深刻化する年金不信問題～

- ◇ 2009年当時は、2004年以来吹き荒れていた年金不信の状況は深刻化しており、「税方式」「積立方式」といった改革案が議論の俎上にあがってくるような状況。日経新聞をはじめとして大手新聞各社がそれぞれの年金改革案を紙面で提案する状況。
- ◇ そんな中、2008年5月、福田政権で議論が始まったのが「社会保障国民会議」であり、そこでの検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーションが示され、
 - ◇ 国民年金の納付率が下がっても年金財政への影響は限定的であること
 - ◇ 税方式にすると、どのような仮定をおいても相当の増税が必要になることなどが明らかになる。

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11332930/www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi>

- ◇ それでも逆風は止まるどころか、こんな状況下でリーマンショックが起こり、年金財政としても非常に厳しい状況に追い込まれる。
- ◇ こうした中で、2009年2月、2004年改正後、はじめての「財政検証」が公表される。
- ◇ その後、2009年8月末、民主党政権への政権交代。

基礎年金、全額消費税で

税方式に全面移行

- ・基礎年金(基礎年金)は、今年4月1日(平成20年4月1日)から全額消費税(消費税率)の課税対象となる。物価の上昇には5%前後の値上げが伴う
- ・値上げを伴って給付率の低下は抑制しない
- ・給付水準は現状維持
- ・月給給付は高額で6万9000円
- ・国民年金は65歳以上の高齢者へ支給要件緩和
- ・給付額を削減し給付水準を確保する
- ・国民年金は給付水準を確保し給付額を削減する
- ・制度安定へ成長促進
- ・3. 7月1日の年金生活者給付の削減は、年金生活者への負担軽減を目的とし、制度安定を確保する
- ・年金生活者の負担軽減を目的とし、制度安定を確保する
- ・年金生活者の負担軽減を目的とし、制度安定を確保する



持続性高め信頼回復

税率5%上げ、保険料廃止

本社研究会報告

不公平感解消 未納率低下

基礎年金の給付水準を確保しつつ、制度の持続性を高めるために、税率を5%引き上げ、保険料を廃止する。これにより、給付水準を確保しつつ、制度の持続性を高めることが期待される。

基礎年金は、国民年金と厚生年金の基礎となる。今年4月1日から全額消費税の課税対象となる。物価の上昇には5%前後の値上げが伴う。値上げを伴って給付率の低下は抑制しない。給付水準は現状維持。月給給付は高額で6万9000円。国民年金は65歳以上の高齢者へ支給要件緩和。給付額を削減し給付水準を確保する。国民年金は給付水準を確保し給付額を削減する。制度安定へ成長促進。3. 7月1日の年金生活者給付の削減は、年金生活者への負担軽減を目的とし、制度安定を確保する。年金生活者の負担軽減を目的とし、制度安定を確保する。年金生活者の負担軽減を目的とし、制度安定を確保する。

基礎年金の給付水準を確保しつつ、制度の持続性を高めるために、税率を5%引き上げ、保険料を廃止する。これにより、給付水準を確保しつつ、制度の持続性を高めることが期待される。

10年間で給付額を削減

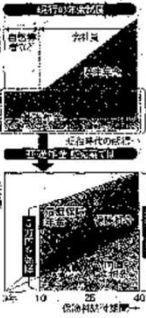
基礎年金の給付額を削減し、給付水準を確保する。これにより、制度の持続性を高めることが期待される。

最低保障年金を創設

子育て世帯の保険料無料

年金改革 読売新聞社提言

読売新聞社は、老後生活の安定を確保し、子育て世帯への負担軽減を図るため、最低保障年金を創設し、子育て世帯の保険料を無料とする。これにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を強化する。また、最低保障年金を創設することで、老後の生活水準を確保し、安心して生活できるようになる。



- ・最低保障年金の創設
- ・子育て世帯の保険料を無料とする
- ・年金改革の推進
- ・年金生活者の負担軽減
- ・年金生活者の生活水準確保
- ・年金生活者の生活安定
- ・年金生活者の生活向上
- ・年金生活者の生活満足
- ・年金生活者の生活幸福
- ・年金生活者の生活充実
- ・年金生活者の生活豊満
- ・年金生活者の生活潤沢
- ・年金生活者の生活豪華
- ・年金生活者の生活高貴
- ・年金生活者の生活優雅
- ・年金生活者の生活高尚
- ・年金生活者の生活高貴
- ・年金生活者の生活高尚
- ・年金生活者の生活高貴
- ・年金生活者の生活高尚

読売新聞社は、老後生活の安定を確保し、子育て世帯への負担軽減を図るため、最低保障年金を創設し、子育て世帯の保険料を無料とする。これにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を強化する。また、最低保障年金を創設することで、老後の生活水準を確保し、安心して生活できるようになる。

読売新聞社は、老後生活の安定を確保し、子育て世帯への負担軽減を図るため、最低保障年金を創設し、子育て世帯の保険料を無料とする。これにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を強化する。

読売新聞社は、老後生活の安定を確保し、子育て世帯への負担軽減を図るため、最低保障年金を創設し、子育て世帯の保険料を無料とする。これにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を強化する。

安心勘定・我慢勘定に分ける

安心勘定は「我慢勘定」から切り出す... 国が導入する新制度...

Table showing tax rates for various categories: 法人, 個人, 法人, 個人. Includes a note: 国の財政収支の目安を示すグラフ

新制度の概要... 安心勘定とは... 我慢勘定とは... 国が導入する新制度...

消費増税なしに安心は買えぬ

増税の負担を減らすには... 消費増税なしに安心は買えぬ...

Main body of the article discussing the impact of consumption tax and the need for alternative measures to ensure public confidence.

＜ 移行パターンのイメージ ＞

(現役時代の拠出の状況)

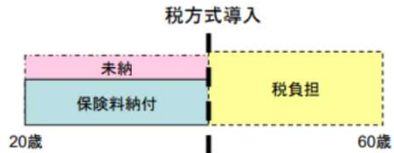
税方式導入時、すでに受給している者



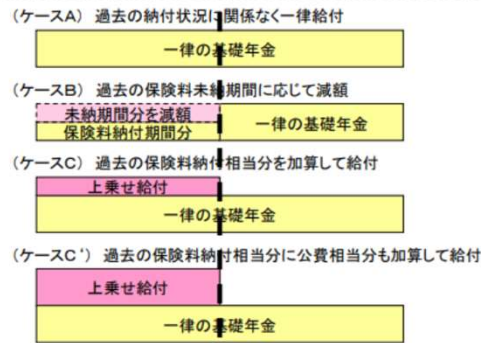
(税方式導入後、受給する給付額)



現役時代の途中で税方式導入となった者



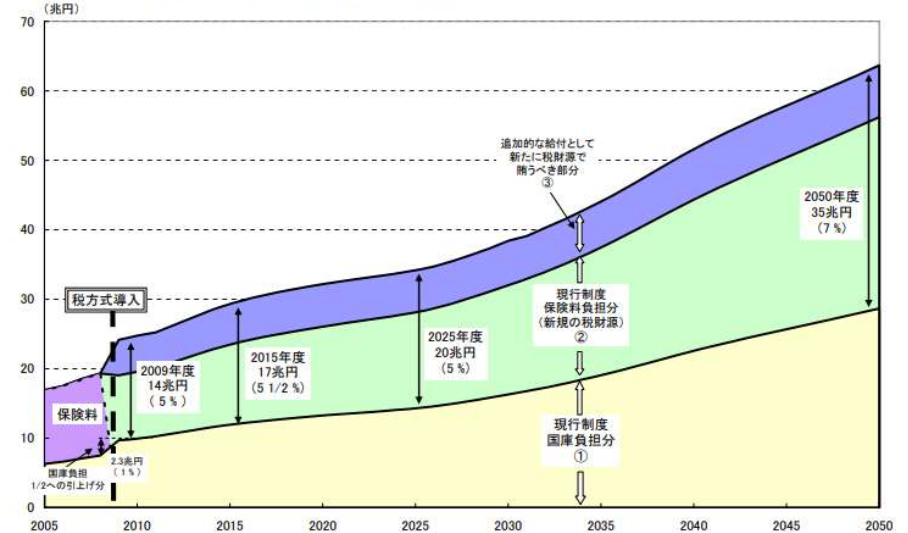
※税負担は、現役以外の者の負担もあり得る。



導入前期間に見合う給付 ← → 導入後期間に見合う給付

〔 移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果 〕

＜ケースA＞ 過去の納付状況に関係なく一律給付

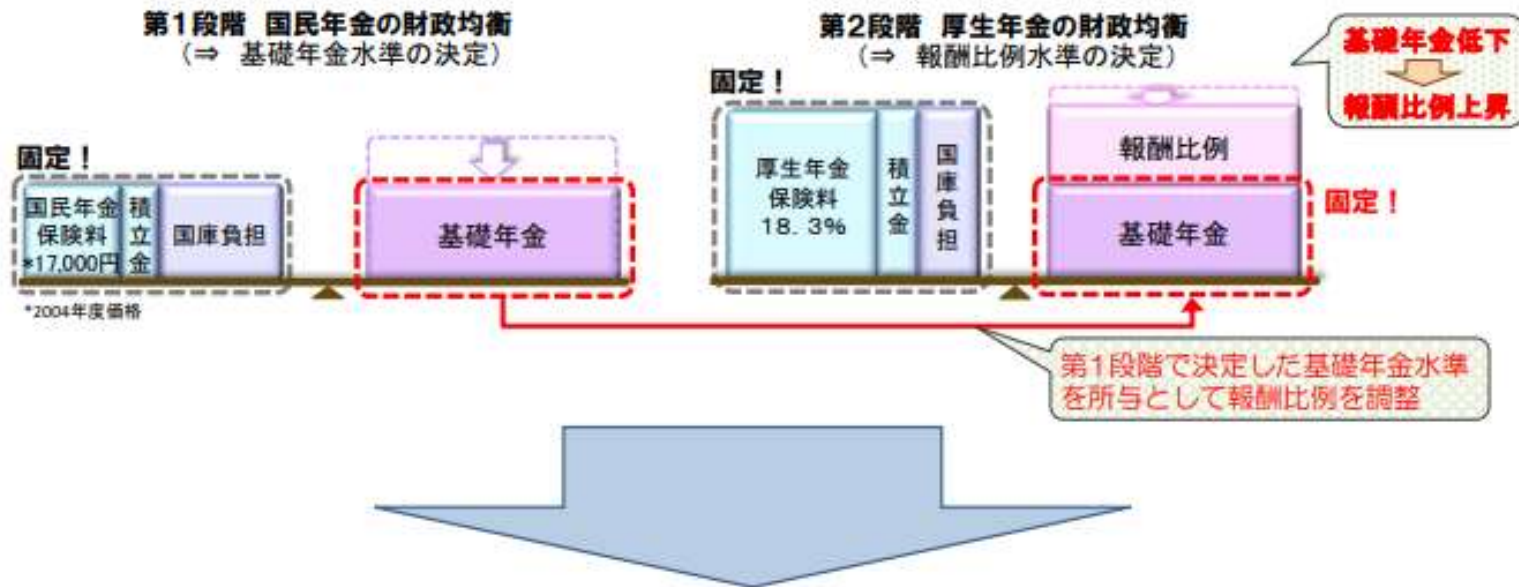


年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	29	12	12	6	17	5 1/2
2025	34	14	14	6	20	5
2050	64	29	28	7	35	7

マクロ経済スライド調整の終了年度の決定方法

第1段階: **基礎年金**の調整終了年度の決定 ← **国民年金の財政均衡**により決定

第2段階: **報酬比例**の調整終了年度の決定 ← **厚生年金の財政均衡**により決定



国民年金と厚生年金の財政状況の違いにより、基礎年金(1階部分)と報酬比例(2階部分)の調整終了年度が異なる。

～社会保障・税一体改革と社会保障の教育推進に関する検討会～

- ◇ 2011年10月、社会保障審議会年金部会で支給開始年齢の引上げの議論を行った時の大きな混乱
- ◇ 2012年2月、内閣府試算「年金、50代半ば以下負担超」(世代間格差)

こうした状況を経て、社会保障教育の必要性から「社会保障の教育推進に関する検討会」が設置される。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000026q7i-att/2r98520000026qbu.pdf>

- ◇ 社会保障・税一体改革は、消費税10%への引上げの道筋がつき、自民党政権に戻った後、下記報告書にとりまとめられ、その後の社会保障改革の礎となった。
- ◇ 社会保障制度改革国民会議報告書(2013年8月)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000014937.pdf

社会保障・税の一体改革における年金改革議論 (民主党政権3年目、2011年ごろに振り返ると。。。)

- 2011年当時の一体改革の議論
 - ～ 特に、“支給開始年齢の引上げ”がテーマになった時 ～
- 10月11日、社会保障審議会年金部会と NHK7時のニュース
- その後の週刊誌、ワイドショーの報道
 - 「年金大崩壊」、「もう払えません」、「年金は衝撃のペテン」
- 政府側の情報発信の不十分さ

(平成23年10月～12月の週刊誌)



内閣府の世代間格差論

- 2012年2月の新聞報道
 - 「年金 50代半ば以下、負担超」
- 世代会計論をベースにした社会保障制度に関する世代間格差の論文
 - (内閣府の経済社会総合研究所の一つの研究成果)
- しかし、メディアでは、「内閣府試算」(政府試算?)

[2012.2.6 日本経済新聞1面]

世代別の収支

年金、50代半ば以下 負担超

内閣府試算 27歳、712万円支払い超

内閣府が発表した世代別の年金収支試算。50代半ば以下は、年金の支払いが収入を上回り、負担超過の状態にある。一方、60代以降は収入が支払いを上回り、受益超過の状態にある。

試算は、2011年度の年金制度を前提とし、将来の年金制度の改革を想定していない。また、年金の支払いは、現行の年金制度に基づき計算している。収入は、現行の年金制度に基づき計算している。

世代	収入(万円)	支出(万円)	収支差(万円)
20歳	0	0	0
25歳	0	0	0
30歳	0	0	0
35歳	0	0	0
40歳	0	0	0
45歳	0	0	0
50歳	1,435	1,930	-495
55歳	1,876	1,877	-1
60歳	2,066	1,793	273
65歳	1,996	1,579	417
70歳	2,059	1,535	524
75歳	1,946	1,359	587
80歳	1,925	1,259	666
85歳	1,878	1,255	623
90歳	1,924	1,219	705
95歳	1,797	1,122	675
2000	1,688	1,052	636

標準ケース(単独:万円) 収入 支出 収支差

1950 1,435 1,930 -495

55 1,876 1,877 -1

60 2,066 1,793 273

65 1,996 1,579 417

70 2,059 1,535 524

75 1,946 1,359 587

80 1,925 1,259 666

85 1,878 1,255 623

90 1,924 1,219 705

95 1,797 1,122 675

2000 1,688 1,052 636

(注)収入、支出、収支差の単位は万円。収入は、現行の年金制度に基づき計算している。支出は、現行の年金制度に基づき計算している。収支差は、収入から支出を差し引いた金額を示している。

年金報道における若干の雰囲気の変化

- 2012年4月の『週刊文春』（朝日新聞 太田啓之氏の記事）
- これまでの『NHK』、『日経』、『週刊現代』、『週刊文春』などの報道は大誤報だ、それに騙されるな！という記事

[2012.4.26 週刊文春]



年金報道のあり方と「社会保障の教育推進に関する検討会」

- * 常に存在する二元論の議論

積立方式VS賦課方式、社会保険方式VS税方式、
拠出建てVS給付建て、新年金制度VS現行制度維持
→ 放送法に基づくメディア報道の限界？

- * 本来あるべき、年金制度の仕組みを共有できていない



- 年金をはじめとする社会保障を正しく伝える“教育”の場が必要

→ 「社会保障の教育推進に関する検討会」

(2011年10月～2014年6月)

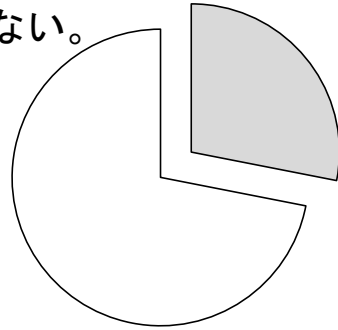
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051573.html>

公的年金の制度設計と財政運営の方法は、どうあるべきか (賦課方式 VS 積立方式)

- 公的年金が老後の所得保障の基盤をなすためには、例えば、現役世代の所得の何%程度を保障するのか（所得代替率）といった指標が必要であり、給付建ての給付設計の要素は求められる
- 拠出建て・積立方式の制度設計では、
 - ① 経済変動に対応して実質的な水準の給付を保障する、
 - ② 長生きリスクに対して、終身にわたって年金を支給するといった、公的年金が対応すべきリスクをカバーしきれない
- 例えば、2階部分の廃止・民営化とともに、拠出建て・積立方式の年金を実施するという案の主張もあるが、制度運営は楽になっても、給付は本来果たすべき機能を失うこととなる
- では、公的年金の設計として、どのような財政運営の方法が可能なのか？

積立方式でも賦課方式でも少子高齢化や低成長の影響を受ける

- 生産物（商品やサービス）は積み立てられないため、①～④のどの分配手段でも、その年々に現役世代が生産した生産物を、現役世代と高齢者で分け合う構造には変わらない。



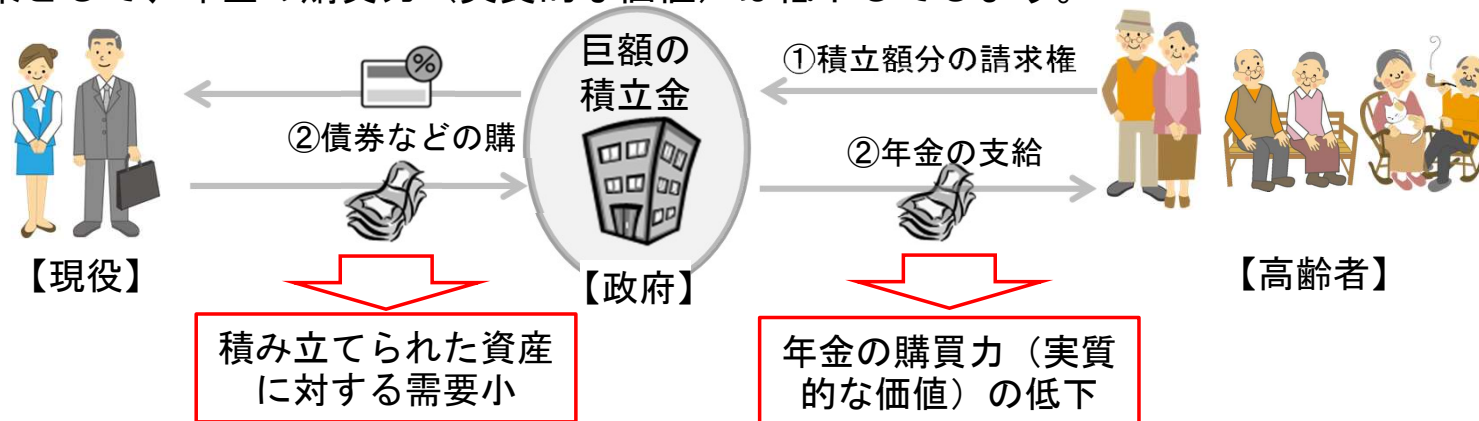
■ 年金受給者の取り分

◆ 高齢者への生産物の分配手段

- ① 私的扶養
- ② 私保険・貯蓄
- ③ 積立方式の公的年金
- ④ 賦課方式の公的年金

- 少子高齢化社会で積立方式の年金制度を採用した場合、多数世代（高齢者）が現役時代に積み立てた資産（債券・株式）に対して、少数世代（現役世代）の需要は小さいため、資産価値は低下する。

結果として、年金の購買力（実質的な価値）は低下してしまう。



「福祉の経済学 —21世紀の年金・医療・失業・介護— ニコラス・バー著 菅沼 隆 監訳」の抜粋 (第8章 結論)

- 二つの鍵となる変数

効果的な年金政策は、次の二つの主要な要素に依存している。

- 政策は、実行力のある政府に決定的に依存している。年金がどう制度化されようが、実行力のある政府は、うまく運営される年金にとっての前提条件である（Ross 2000も同様の結論を得ている）。民間が年金制度を運営しようとも、政府が年金事業からまったく手を引くことは不可能である。
- 主要な経済的な変数は、産出である。

- 人口変化：問題ではあるが危機ではない

人口変化は問題を生じさせるが、経済学的な見地からすれば、解決できない問題ではない。政策の幅は広く、ほぼどのように組み合わせることもできる。その政策には、産出高を増加させること、平均的な年金額の引き下げ、年金受給年齢の引き上げ、将来の年金以外の支出を削減するのに役立つ政策を今直ちに採用すること、将来のニードに備えて、積立金などの財源を用意しておくこと、などが含まれる。

- 賦課方式と積立方式との違いは二次的な問題である

賦課方式か積立方式かの議論は、年金全体の中で、非常に狭い部分に着目するものである。マクロ経済学的視点に立てば、いずれを選ぶかは二次的な問題である。原資の積立と経済成長との関係については、議論の余地が残っている。いずれにせよ、この問題は、数ある成長の源泉の一つを扱っているにすぎない。

2019(令和元)年財政検証結果のポイント

第9回社会保障審議会
年金部会
2019年8月27日

資料1

2004(平成16)年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

- ①上限を固定した上での保険料の引上げ（保険料水準の上限：国民年金17,000円[※]（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
 - ②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ
 - ③積立金の活用（概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当）
- ⇒ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入 ※ 産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向

財政検証

- 少なくとも5年ごとに、
- 財政見通しの作成
 - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が5.0%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

2019(令和元)年財政検証結果のポイント <新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施>

- ①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、
- ・マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は5.0%以上を維持**
 - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

- ②経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、
- ・2040年代半ばに所得代替率5.0%に到達する。
（その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は4.0%台半ば）
 - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金がなくなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅦは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ 経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要

オプション試算A（被用者保険の更なる適用拡大）

- ・適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ 適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果大きい。

オプション試算B（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）

- ・基礎年金の加入期間の延長
- ・在職老齢年金の見直し
- ・厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ 就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果大きい。

政権の動きと消費税、年金制度改革の流れ

年	政権・消費税	年金制度改革
2009年	9月、民主党政権発足 (鳩山、菅、野田)	2月、 財政検証 (2004年改革後初の財政検証)
2012年	6月、社会保障と税の一体改革に関する三党合意 「社会保障制度改革国民会議」の設置 消費税 2014年4月から8%へ、2015年10月から10%へ 12月、安倍政権(第二次)発足	8月、社会保障・税一体改革関連 年金制度改革 受給資格期間10年短縮(2017年8月～) 基礎年金国庫負担1/2恒久化(2014年からの消費税財源) 被用者年金一元化(2015年10月～) 短時間労働者の適用拡大(500人以上)(2016年10月～) 特例水準の解消(2013～2015年) 年金生活者支援給付金(2019年10月～)
2013年	8月、「社会保障制度改革国民会議報告書」	
2014年	4月、消費税8%に引き上げ 10月、消費税引き上げ延期を理由に衆議院解散	6月、 財政検証 (オプション試算) Ⅰ マクロ経済スライドの仕組みの見直し Ⅱ 被用者保険の更なる適用拡大 Ⅲ 保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制
2016年		12月、公的年金の持続可能性の向上を図るための年金制度改革 年金額改定ルールの見直し(いわゆるキャリーオーバー) 短時間労働者の適用拡大(500人未満任意)等
2019年	10月、軽減税率付で消費税10%に引き上げ	8月、 財政検証 (オプション試算) A 被用者保険の更なる適用拡大 B 保険料拠出期間と受給開始時期の選択
2020年	9月、菅新政権発足	5月、年金制度の機能強化のための年金制度改革
2021年	10月、岸田政権発足 11月、「全世代型社会保障構築会議」の設置	
2022年	12月、「全世代型社会保障構築会議報告書」	

現時点の公的年金の着地点

- ◇ 公的年金は、人口動態、経済状況に大きく影響を受けるものであり、制度が置かれている状況は非常に厳しい。新型コロナを経て、その後の出生動向は危機的状況。経済は世界中に不安定要素を抱える。
- ◇ 2023年春頃には、新しい人口推計が公表され、それを受けて、2024年財政検証には注目する必要がある。
- ◇ しかし、制度の頑健性は保たれており、重要なことは、直面する課題にしっかりと取り組むこと。
 - ◇ 働き方の多様化が進む中で、働き方に中立的な制度にする「勤労者皆保険」
 - ◇ 世代間の公平性を確保するためにも、インフレが起こった場合にも着実なマクロ経済スライドの実施
 - ◇ 長寿化に対応した制度への加入可能年齢の引上げ、公平性を確保するために1階、2階の財政バランスの検討
- ◇ 加えて、個々人が多様化し、選択肢が広がる中で、公的年金の仕組みと正しい知識の理解を広げていくことの必要性（公的年金を理解する仲間を増やす）。

Ⅱ 私的年金改革の流れを振り返る

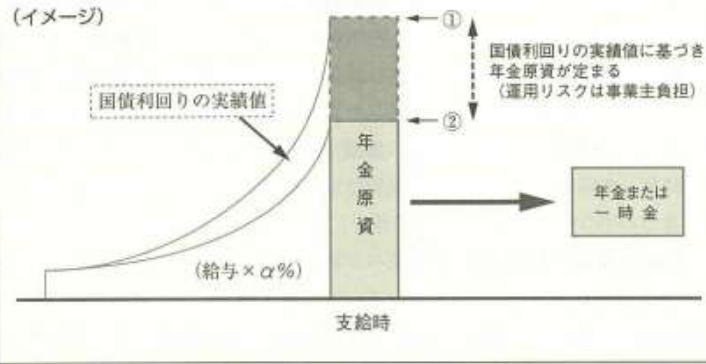
- ◇ 1999年財政再計算
 - ⇒ 厚生年金基金の代行部分の5.5%の前提の終焉
(免除保険料率の引き上げ、最低責任準備金の計算方法の見直し)
 - ⇒ 1999年9月末をもって、代行部分が凍結(いわゆる転がし計算)。
- ◇ 1999年9月、公認会計士協会が「退職給付会計に関する実務指針」が示され、代行部分を退職給付として負債計上することに。
 - ⇒ 経済界から「代行返上」を可能とする制度改革の要望があがり、「確定給付企業年金法」創設の議論が加速化
- ◇ 2001年6月、従前から議論されていた「確定拠出年金法(DC法)」と「確定給付企業年金法(DB法)」がほぼ同時に成立。
- ◇ 2002年4月 DB法施行(新しい財政基準、キャッシュバランスプランの設計)

D B法施行と同時に導入された仕組み

図表1-5 キャッシュバランスプラン（給付建ての年金の給付設計の一種）

- **キャッシュバランスプラン**
→給付建てと拠出建ての双方の特徴をあわせもつプラン（ハイブリッド型）で、アメリカで最も普及しているもの。
- **具体的な仕組み**
 - ・資産は一括運用され、運用リスクは事業主が負担。
 - ・給付額は、たとえば、各期の給与の何%といった額に客観的な指標に基づく利率で付利したものを支給開始時点まで累積した総額（年金原資）。
 - ・客観的な指標には国債利回り等が用いられる。
- **特徴（メリット）**
 - ・事業主にとっては、給付に責任をもちつつ経済環境の変化に対し柔軟な対応が可能となる。
 - ・加入者にとっても、財政の安定が図られるとともに、客観的指標を通じた給付水準が確保され、過去期間分の原資も明確になる。

（イメージ）

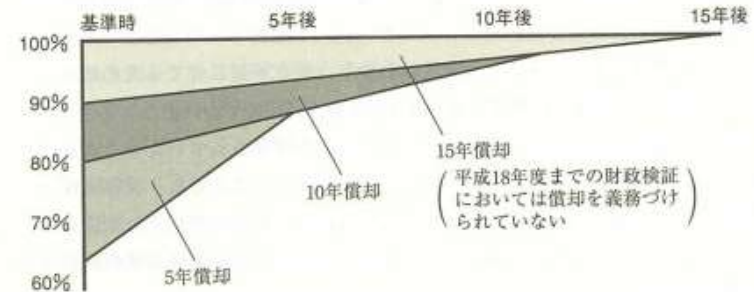


注1：国債利回りの実績によって、①から②の間で年金原資が定まる。

注2：従来の給付設計は、

- ・加入者であった間の平均給与に一定の乗率や加入者期間を乗じる方法や、
 - ・最終給与に一定または加入者期間に応じた率を乗じる方法、
- などであり年金原資はあらかじめ定まるのが一般的。

図表1-8 積立水準の回復方法のイメージ

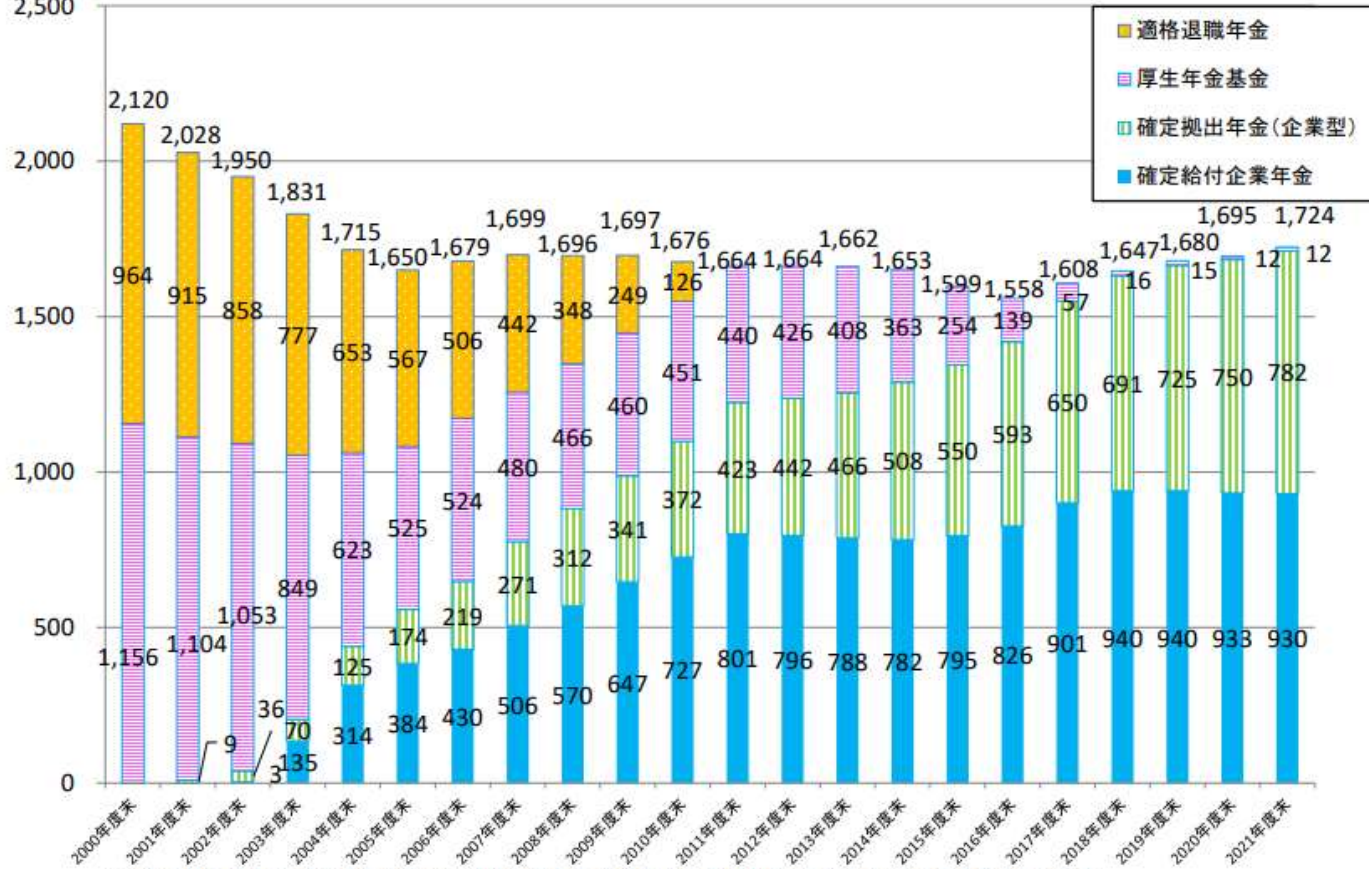


（資料）【総解説】新企業年金 制度選択と移行の実際（坪野剛司、日本経済新聞社）

企業年金の加入者数の推移

○ 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金(DB)・企業型確定拠出年金(企業型DC)に移行。 ※各制度の加入者数の重複は控除していない。

加入者数(万人)
2,500



(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金: 生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

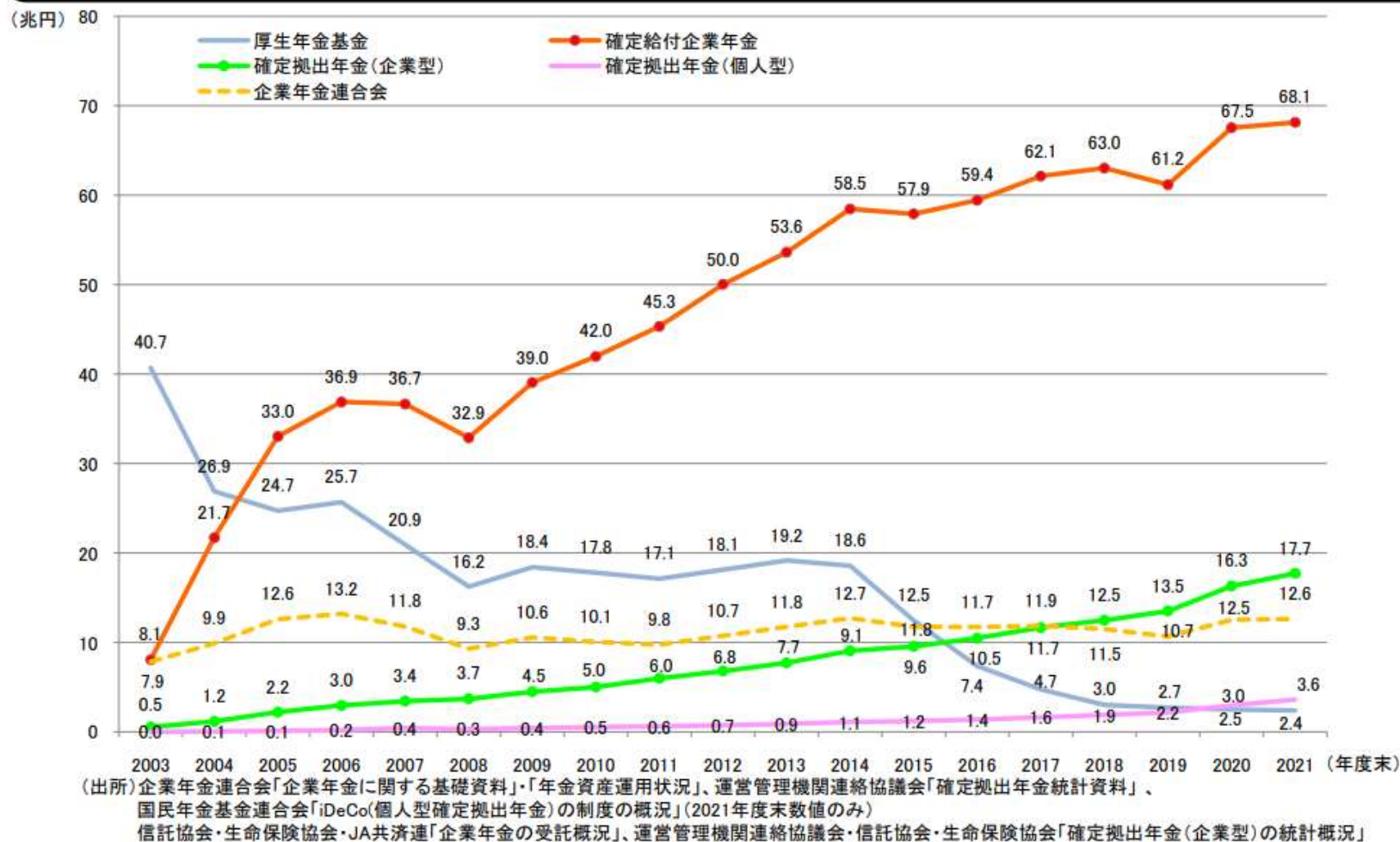
確定拠出年金: 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

※2021年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

(出典) 第19回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(資料1)

確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の資産残高の推移

○ 確定給付企業年金(DB)の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金(企業型DC)の資産残高17.7兆円、個人型確定拠出年金(個人型DC)の資産残高3.6兆円となっている。



(出典) 第19回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(資料1)

～この間の企業年金改革の動き～

- ◇ 2004年10月、拠出限度額の引上げ(3.6万円→4.6万円)
- ◇ 2005年4月、厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、過去法による最低責任準備金算定の恒久化
- ◇ 2010年1月、拠出限度額の引上げ(4.6万円→5.1万円)
- ◇ 2011年8月、厚生年金基金の特例解散制度の実施(5年間の時限措置)
- ◇ 2012年1月、企業型DCのマッチング拠出の導入
- ◇ 2013年7月、AIJ投資顧問事件を踏まえた資産運用規制の見直し
- ◇ 2014年4月、特例解散制度の見直し、基金存続要件の設定(5年間の時限措置)
- ◇ 2014年10月、拠出限度額の引上げ(5.1万円→5.5万円)
- ◇ 2017年1月、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入範囲拡大
- ◇ 2018年5月、中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の創設

～令和2年の公的年金・私的年金改革～

- ◇ 2019年6月、「老後2,000万円問題」と2019年の公的年金財政検証公表

- ◇ 2020年5月、2020年年金改革法成立
 - ・ DCの加入可能年齢の引上げ
 - ・ 受給開始時期等の選択肢の拡大
 - ・ 中小企業向け制度の対象範囲の拡大
 - ・ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和
 - ・ マッチング拠出とiDeCoの選択

等

2019年6月の「老後2000万円問題」

- 2019年6月、金融庁市場ワーキンググループ報告書にて、高齢期の家計は収入に対して、支出が毎月5.5万円上回り、老後資産が2,000万円不足するとの試算を示した。
- メディアを通じた波紋を受けて、当時の麻生太郎金融相は「正式な報告書として受け取らない」と表明し、金融庁は報告書の事実上の撤回に追い込まれた。
- 当時、私は、年金局企業年金・個人年金課の室長として、課長の代わりに、市場ワーキンググループの会議に参加。
金融庁は、2,000万円の根拠を、厚労省が示した上記資料であるとしたことで、厚労省としても対応に負われた。

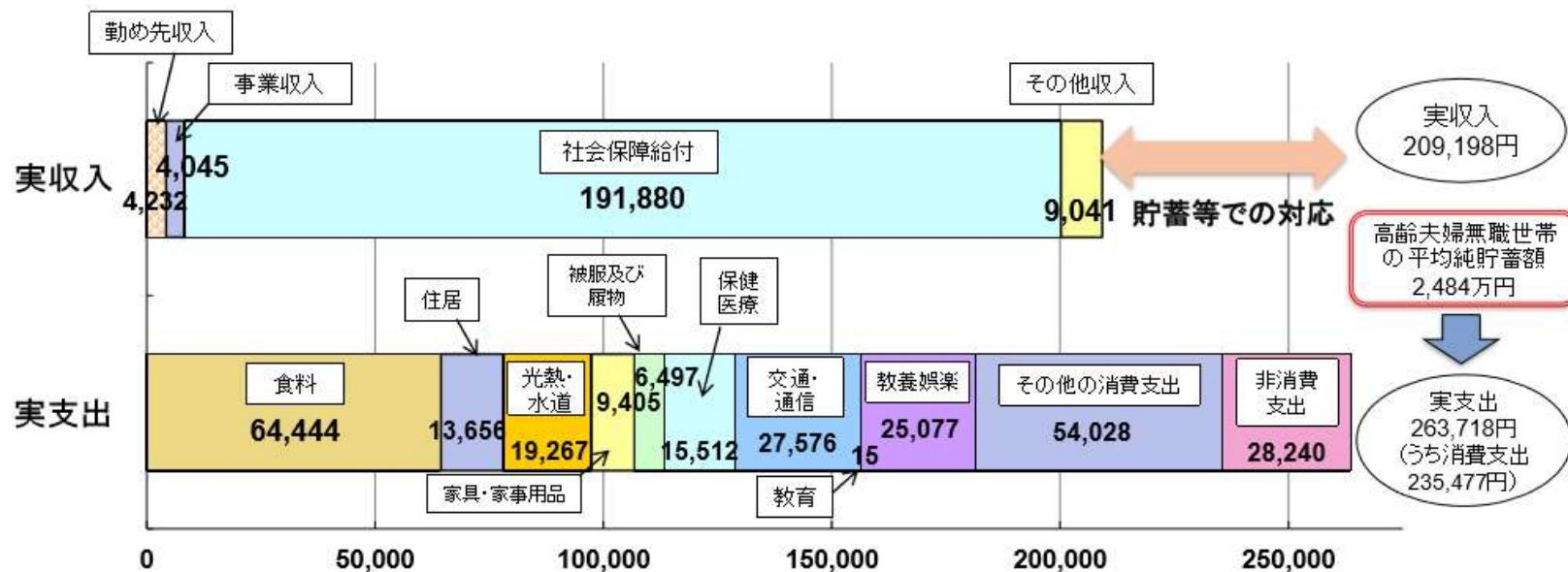
老後期間を65歳から95歳までの30年間をみるとして、

$$\underline{5.5万円 \times 12月 \times 30年 = 1,980万円}$$

高齢夫婦無職世帯の収入・支出

- 引退して無職となった高齢者世帯の家計は、主に社会保障給付により賄われている。
- 高齢夫婦無職世帯の実収入と実支出との差は、月5.5万円程度となっている。

【高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)】



(出所)総務省「家計調査」(2017年)

家計調査による高齢世帯の家計収支状況(2020年、2021年)

図1 65歳以上の夫婦のみの無職世帯(夫婦高齢者無職世帯)の家計収支 -2020年-

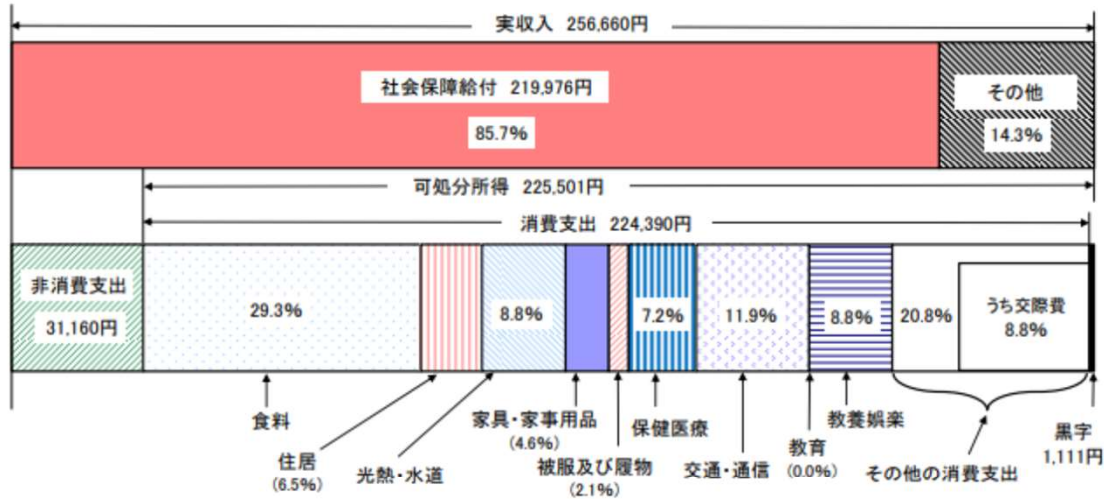
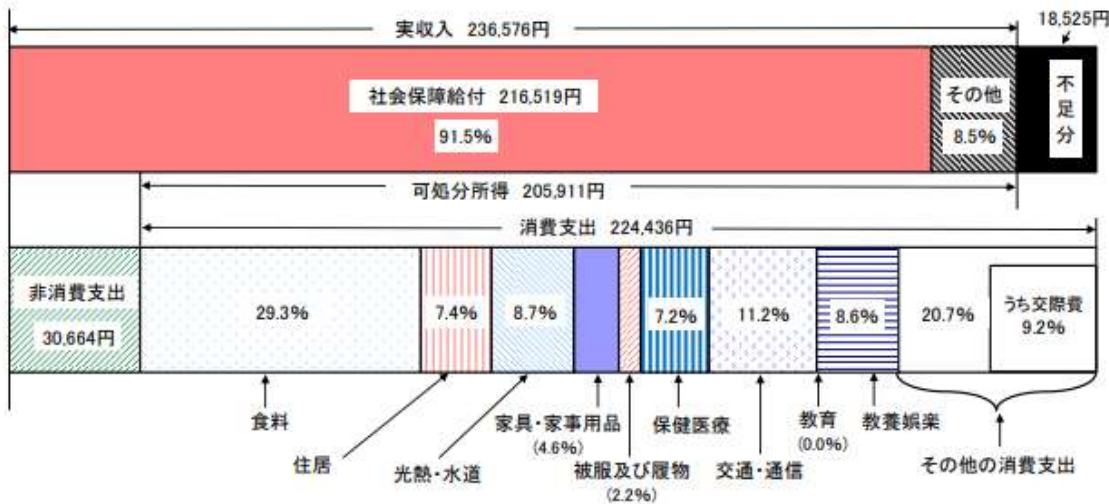


図1 65歳以上の夫婦のみの無職世帯(夫婦高齢者無職世帯)の家計収支 -2021年-



- (注)
- 1 図中の「社会保険給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 - 2 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 - 3 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
 - 4 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

4. ①確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

1. 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ(令和4(2022)年5月施行)

(1)企業型確定拠出年金(企業型DC)

○ 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)との整合性を図るため、**厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者**とすることができるようにする。

(2)個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))

○ 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者(第1・2・3号)の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者(※)であれば加入可能とする。

(※)国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

(※)農業者年金についても、同様の見直しを行う。

2. 受給開始時期等の選択肢の拡大

(1)確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))(令和4(2022)年4月施行)

○ DCについては、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

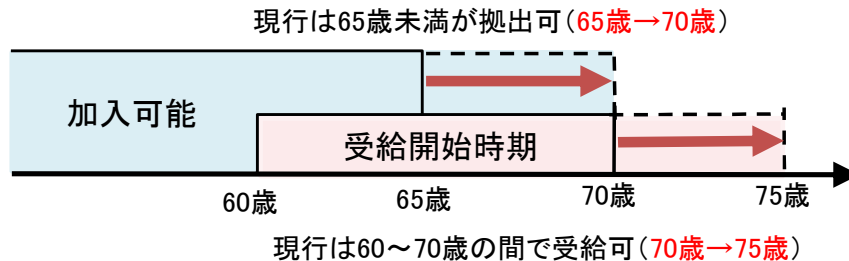
(※)農業者年金についても、同様の見直しを行う。

(2)確定給付企業年金(DB)(公布日施行)

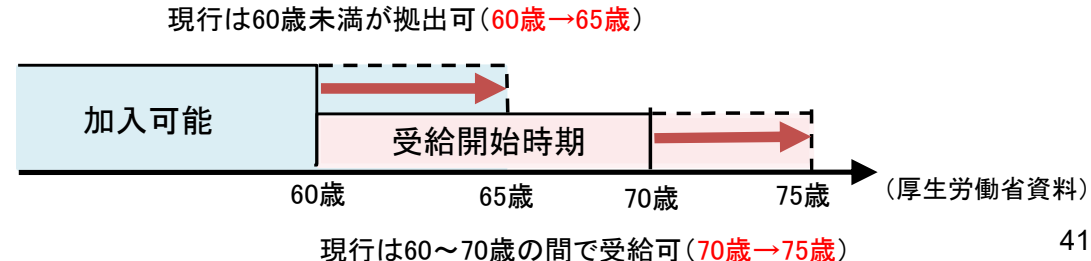
○ DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>



<個人型DC(iDeCo)>



公的年金・私的年金の加入・受給の全体像 (黒字は現行、赤字が見直し内容)

		20 ^(※1) ～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
公的年金	(1) 国民年金被保険者	→ (※2) →			
	(2) 厚生年金被保険者	→			
	(3) 受給開始時期の選択		← 繰上げ	繰下げ →	→ 上限年齢を75歳へ
私的年金	D B (1) 確定給付企業年金(DB)の加入者	→			
	(2) 確定給付企業年金(DB)の支給開始時期の設定		← 60～65(⇒70)歳の規約で定める年齢	→	繰下げも可
	(3) 企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者		(※3) →	→	
	D C (4) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入者	→ (※2) →			
	(5) 確定拠出年金(DC)の受給開始時期の選択		←	→	→ 上限年齢を75歳へ

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者・国民年金第2号被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480日未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

※3: 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

(厚生労働省資料)

現行の制度体系・拠出限度額

	企業型DCも確定給付型も実施していない場合	企業型DCのみを実施している場合	企業型DCを実施し、規約で個人型DCの加入を認めている場合	企業型DCと確定給付型を実施している場合	企業型DCと確定給付型を実施し、企業型DCの規約で個人型DCの加入を認めている場合	確定給付型のみを実施している場合		
個人型DC 月額6.8万円 (年額81.6万円) <small>※国民年金基金等との合算枠</small>	個人型DC 月額2.3万円 (年額27.6万円) (※2)	企業型DC 月額5.5万円 (年額66万円) (※1)	個人型DC 月額2.0万円 (年額24万円)	企業型DC 月額2.75万円 (年額33万円) (※1)	個人型DC 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型DC 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型DC 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型DC 月額2.3万円 (年額27.6万円)
			企業型DC 月額3.5万円 (年額42万円)	確定給付型 (確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私学共済など) 拠出限度額なし			国家公務員 共済組合 地方公務員 共済組合	
厚生年金保険								
国民年金(基礎年金)								
国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者等					国民年金 第3号被保険者		

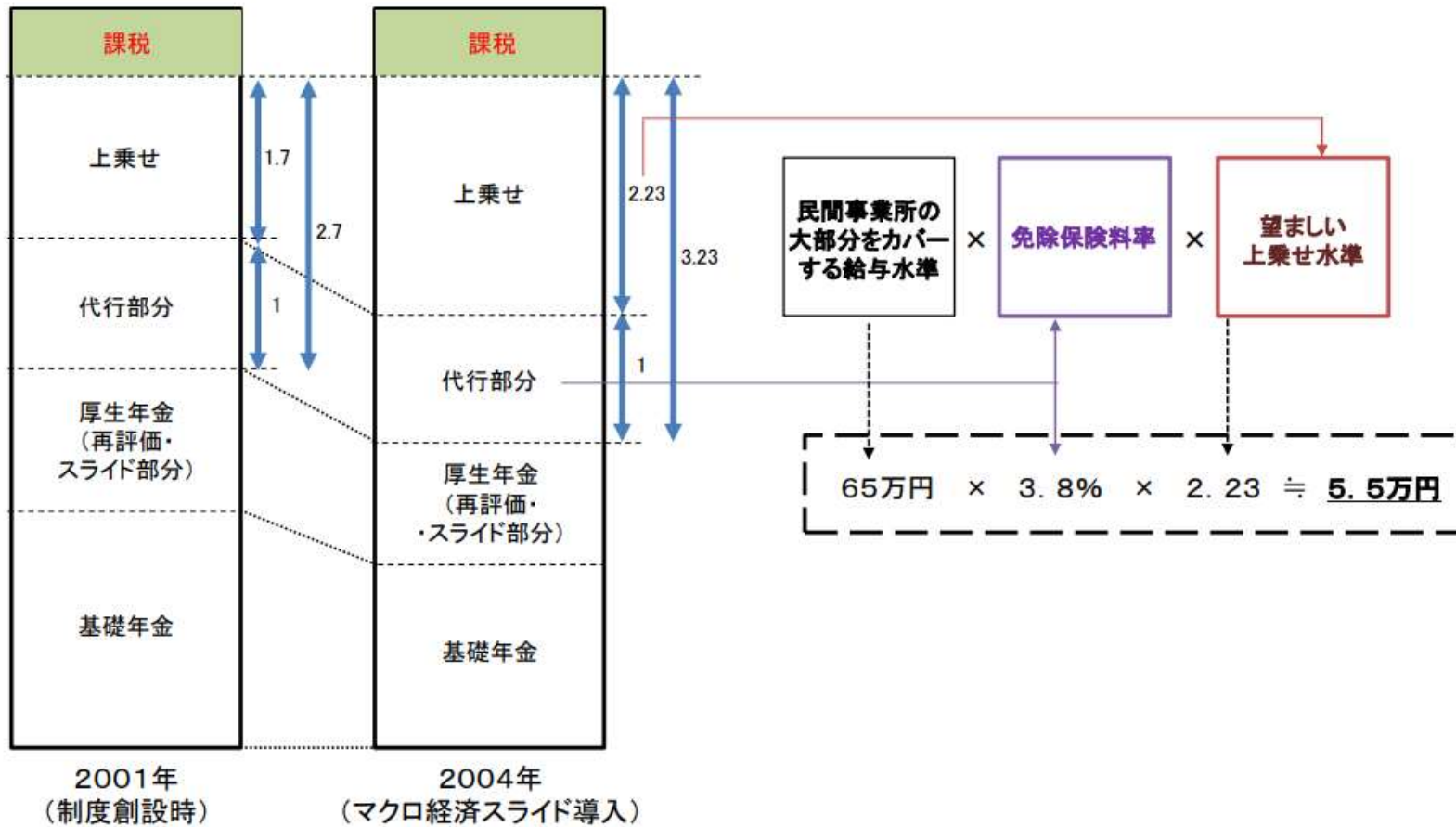
※1 事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。

※2 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能(中小事業主掛金納付制度)。

(厚生労働省資料)

企業型DCの拠出限度額

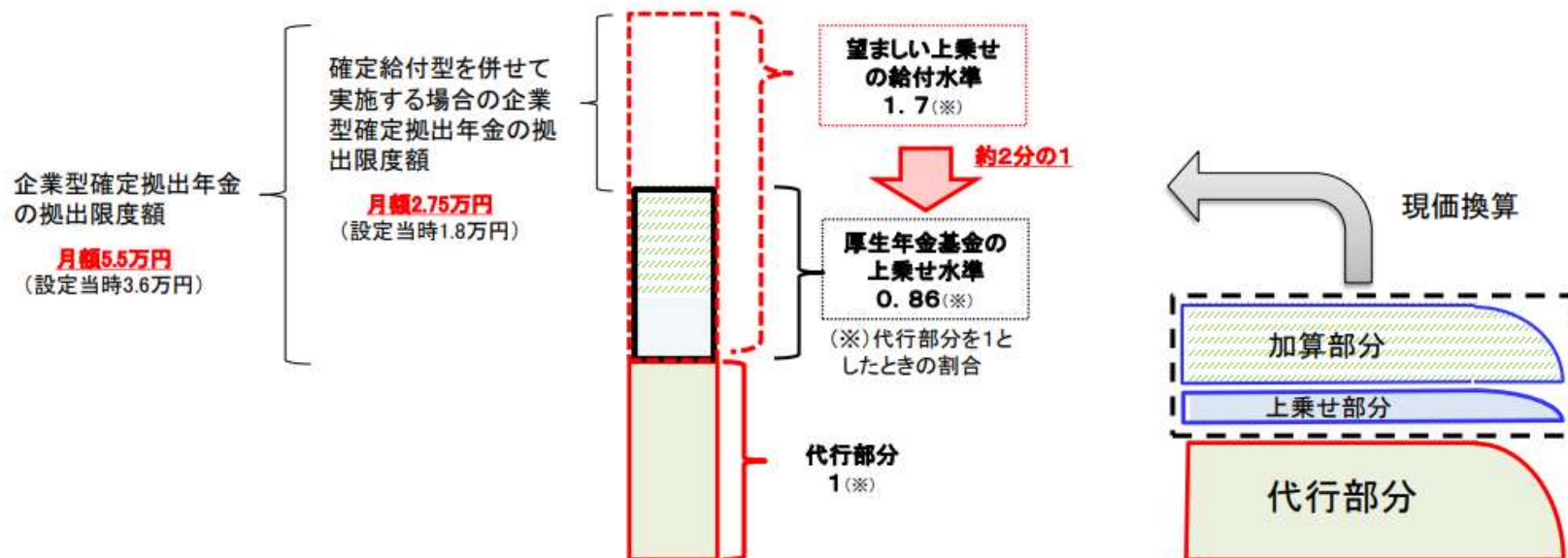
- 企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額は、厚生年金基金における特別法人税の非課税水準を
 基に設定した（免除保険料率×2.23倍（当初は1.7倍））。【拠出限度額の金額自体は政令事項】



(厚生労働省資料)

DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額(制度創設時の状況)

- 厚生年金基金には代行部分に上乗せして支給する独自の給付がある。
- この上乗せ水準は、基金ごとに、また、基金の加入者ごとにも差があったが、確定拠出年金制度創設の検討当時、各基金の上乗せ水準の平均は、代行部分の0.86に相当した。当時の「望ましい上乗せ水準」は、代行部分の1.7であったことから、上乗せ水準の平均は、「望ましい上乗せ水準」の概ね2分の1に相当した。
- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は「望ましい上乗せ水準」を掛金ベースに変換することで設定したが、確定給付型を併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、各基金の上乗せ水準の平均が「望ましい上乗せ水準」の概ね2分の1だったことを考慮し、企業型DCのみを実施する場合の一律半額とした。

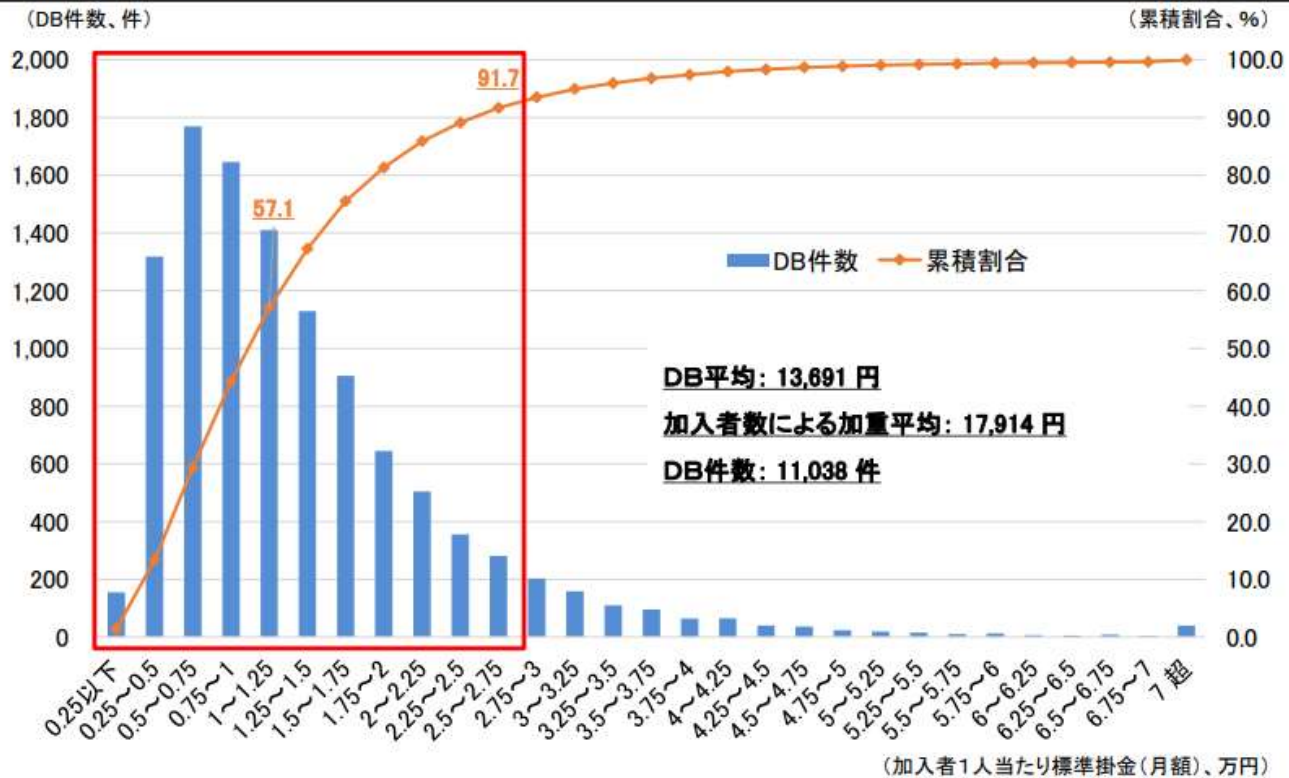


注 厚生年金基金には加算型・代行型・共済型があったが、大多数を占めていた加算型の厚生年金基金1583の上乗せ水準の平均したもの

(厚生労働省資料)

DBの掛金額の状況①

○ 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額の算定に当たって使用する確定給付型の掛金額は、制度創設当時の厚生年金基金(1583基金)の給付水準の単純平均から一律半額(現行月額2.75万円)としたものであるが、**現在の確定給付企業年金(DB)の掛金額(加入者1人当たりの標準掛金の金額)の実態は、全体的に低く、バラツキもある。**

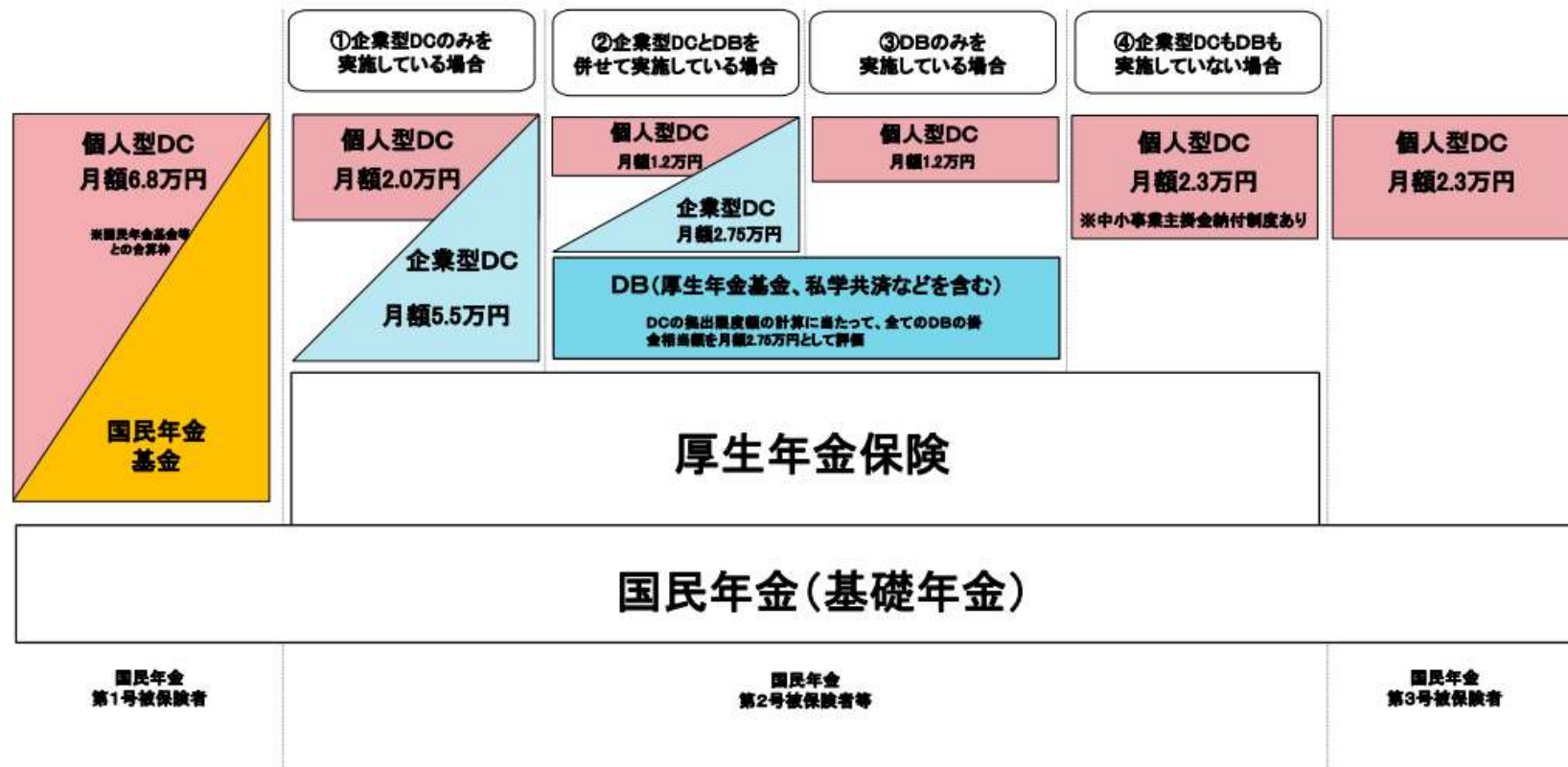


※ 2015~2017(平成27~29)年度のDB事業報告書に基づき、3年間連続して標準掛金を拠出したDBを対象に集計。

※ 上図は、DBごとに事業年度中に支払った標準掛金総額を年度末時点の加入者数で除して加入者1人当たりの標準掛金を算出した上で、当該額の階級別にDB件数を計上したものの。

(厚生労働省資料)

DCの拠出限度額(2022(令和4)年10月～)



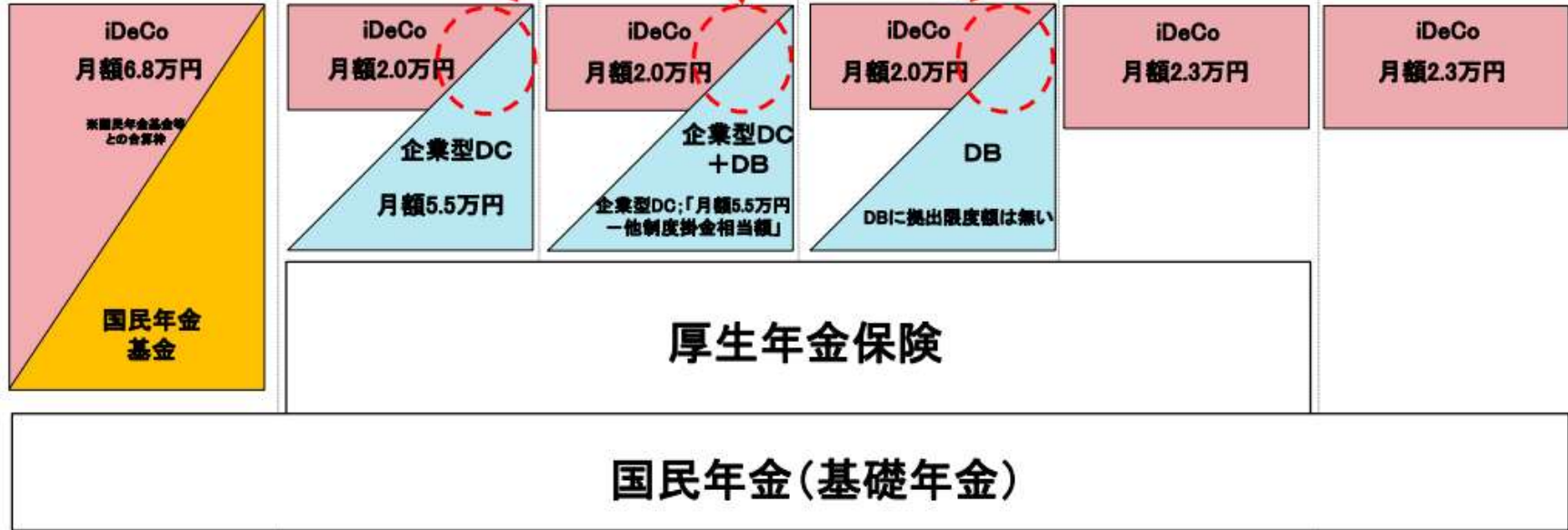
- ※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBIについては、拠出限度額はない。DBIには、年金払い退職給付を含む。

(厚生労働省資料)

DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6(2024)年12月～)

- | | | | |
|-------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| ①企業型DCのみに加入 | ②企業型DCと、DB等の他制度に加入 | ③DB等の他制度のみに加入(公務員を含む) | ④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない |
|-------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|

●企業年金(企業型DC・DB)に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
 ●事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が遡減。



国民年金 第1号被保険者 国民年金 第2号被保険者等 国民年金 第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。
 施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。
 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

(出典)第19回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(資料1)

公平で分かりやすい制度の構築に向けた提案

- 我が国においては、これまで企業年金・個人年金等に関する制度・税制が段階的に整備・拡充されてきた中で、働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なっているなどの課題がある。
- この点に関して、我が国でも、老後の所得確保に向けた支援（非課税拠出の枠）を公平にするとともに分かりやすい制度とする観点から、「全国民共通の退職所得勘定（Individual Retirement Account）」や個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））を活用した「穴埋め型」と言われる提案がなされてきた。
- こうした提案や諸外国の例も参考にしつつ、働き方や勤め先の企業によって有利・不利が生じない制度となるよう、税制上の取扱いを含めて引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。また、拠出段階のみならず、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担の在り方についても検討していく必要がある。

＜提案されている仕組みの骨格＞

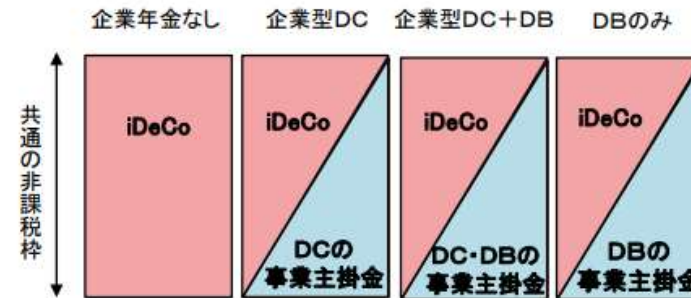
- ・ 全国民について、個人別に老後の備えのための非課税拠出の枠を持つ（諸外国にも実例あり）
- ・ 現役時代は一定の上限額まで非課税による拠出（掛金拠出）を認め、運用段階についても非課税、支給時に課税（EET）
- ・ 企業年金がある場合は、DB・DCへの企業の掛金額を上限度から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出が可能
- ・ 使い残しの枠は翌年以降への繰り越しを認める
- ・ 退職一時金については、受け取った金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める

〔解決すべき問題〕

- ・ DB掛金の換算方法（実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数的に計算）、マイナンバー、引き出し要件など

～2018（平成30）年10月23日の政府税制調査会資料等を基に作成

＜イメージ（被用者）＞



（※）企業型DCでマッチング拠出を導入している企業の場合は、iDeCoかマッチング拠出かを加入者がそれぞれ選択可能とすることも考えられる。

企業年金・個人年金に係る税制

		厚生年金基金		確定給付企業年金 (DB)		企業型確定拠出年金 (企業型DC)		個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo))	
拠出時	事業主	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金 ^(※)
	従業員	社会保険料控除	加入員掛金	生命保険料控除	加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 ^(※)	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金
						(※) マッチング拠出		(※) iDeCoプラス	
運用時 (※)		代行部分の3.23倍超の部分に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入員掛金 <small>代行部分の3.23倍</small>	積立金(加入者掛金分を除く。)に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金
給付時	年金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入員掛金	加入者掛金分を除き雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金
	一時金	退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入員掛金	加入者掛金分を除き退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金

(※) 特別法人税については、2022(令和4)年度末まで、課税停止措置が延長されている。

部分が課税対象

(厚生労働省資料)

資産所得倍増プラン

- ◇ 2022年11月、「資産所得倍増プラン」が示され、それを受けて、12月7日の第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会でも、その内容の紹介とそれを踏まえた今後の対応について説明された。
- ◇ 今後は、次期財政検証を踏まえた次の年金制度改正の議論にあわせて、私的年金関係の改正議論も進められると見込まれる。

資産所得倍増プラン（抄）

4. 第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化

⑤NISAの手続きの簡素化

- 投資未経験者も含めて、利用者が簡単にNISAを活用できるようにするとともに、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、関係省庁において連携の上、デジタル技術の活用等により、NISAに係る手続きの簡素化・合理化等を進める。さらに、デジタル庁と連携を図りつつ、マイナンバーカードの活用も含め、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化を検討する。

5. 第二の柱：加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革

<iDeCo制度の改革>

- iDeCo（individual-type Defined Contribution pension plan、個人型確定拠出年金）制度は、個人が加入し、加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用するものであり、原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度である。
- iDeCoには3つの税制優遇が存在する。①掛金の拠出について全額所得控除される。②運用益も非課税で再投資される。③受け取る時も税制優遇措置がある。一時金として受け取る場合には「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」の控除を受けることができる。
- こうした優遇措置を有するiDeCo制度は豊かな老後生活に向けた資産形成の手段として幅広い世代に活用されており、アンケート調査によれば、iDeCoの加入者を保有資産別に見ると、100万円-500万円の層の活用が多く、また、20歳代のiDeCo加入者はiDeCoの利用をきっかけとして資産運用を開始した割合が5割となるなど、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。

資産所得倍増プラン（抄）

- iDeCoは2001年の制度創設以来、加入対象範囲の拡大などの累次の制度改革を行ってきた。2017年1月の制度改正では、加入対象を拡大し、国民年金第1号被保険者及び企業年金のない第2号被保険者に限定されていたものから、全ての被保険者種別の国民年金被保険者を加入可能とした。2022年5月からは加入可能年齢を拡大し、60歳未満の国民年金被保険者に限定されてきたものから、原則65歳未満の国民年金被保険者であれば加入可能とした。
- このような制度拡充の中で、iDeCoの加入者は2017年3月末時点の43万人から239万人と拡大してきたものの、公的年金加入者（6,725万人）と比較すれば、なお限定的であり、更に利用を進める余地が大きい。制度の認知度の向上や手続きの煩雑さの解消を進め、iDeCoをより容易にかつ幅広く活用できるようにする。
- さらに、2020年に高年齢者雇用安定法の改正法が成立し、2021年4月より65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援することとなった。そこで、高齢者の就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること、働き方やライフスタイルが多様化していることに留意し、老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備が求められていることから、iDeCo制度の改革を実施する。

資産所得倍増プラン（抄）

① iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- iDeCoの加入には国民年金被保険者である必要があり、iDeCoの加入可能年齢については、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっており、違いがある。
- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- 現在のiDeCoの拠出限度額は、第1号被保険者(自営業者等)は月額6.8万円、第2号被保険者(会社員・公務員等)のうち企業年金ありの者は月額1.2-2.0万円、企業年金なしの者は2.3万円、第3号被保険者(専業主婦(夫))は月額2.3万円となっている。
- 2024年12月より、会社員・公務員等のうち、企業年金ありの者は、拠出限度額が2.0万円に統一される予定である。
- また、iDeCoの受給を開始できる年齢については、上限年齢が75歳となっている。
- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③ iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

(注) 税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

資産所得倍増プラン（抄）

6. 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

＜消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設＞

- そのため、中立的なアドバイザーの見える化を進めるとともに、そうしたアドバイザーにより顧客本位で良質なアドバイスが広く提供されるよう取り組んでいくことが重要である。そこで、令和6年中に新たに金融経済教育推進機構（仮称）を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う。
- 特に、こうした中立的なアドバイザーが行うアドバイスが投資初心者層へ広く提供されるよう、助言対象を絞った投資助言業（例えば、つみたてNISAやiDeCoにおける投資可能商品に限定）の登録要件の緩和を、必要な監督体制の整備と併せて検討する。

7. 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

＜企業による資産形成の支援強化＞

- また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。
- さらに、企業による雇用者の資産形成の強化は、本年8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。

資産所得倍増プラン（抄）

8. 第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

<安定的な資産形成の重要性の浸透>

- そこで、中立的なアドバイザーの認定に関する事業と併せ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、既述のとおり、新たに令和6年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。その際、日本銀行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得る。
- 金融経済教育推進機構（仮称）を中心として、企業による社員への継続教育の充実や地方自治体による金融経済教育の実施と併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催など、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する。
- 「金融リテラシー・マップ」の活用や、行動経済学の知見も参考にする。

<国民への働きかけ>

- NISAの抜本的拡充やiDeCo制度の改革、中立的なアドバイザー制度の創設や金融経済教育の充実を政策的に進める一方で、これまで投資未経験の方(約8,000万人)に、資産形成に一步踏み出してもらうための働きかけを行う。
- このため、資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。その際、金融庁が事務局機能を担い、関係省庁の連携を促すとともに施策の調整・フォローアップを行う。また、協議会等の場を設け、広く官民が協力して資産形成に必要な施策の協議・推進にあたる。
- 新機構においては、個人が投資機会を身近に感じられるよう、つみたてNISA等の制度に関する情報発信も含め、全世代向けに積極的な広報を展開する。
- なお、機構の設立準備の段階から、協議会等により、国民への働きかけのための活動を、金融事業者等各参加者の適切な役割分野の下で行う。

資産所得倍増プラン（抄）

10. 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

- 家計の安定的な資産形成を図るためには、成長の果実が家計に分配される「資金の好循環」を実現することが重要である。そのため、家計の資産形成を支えるように、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ（インベストメント・チェーン）の各参加者が期待される機能を十二分に発揮することが必要である。このため、金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者について、横断的に、顧客等の利益を第一に考えた立場からの取組の定着や底上げが図られるよう、必要な取組を促すための環境整備を行う。
- アセットオーナー（企業年金含む）については、受益者等の便益を最大化する観点から、アセット（資産）の性格や規模を踏まえた適切な運用リターンの実現を図る必要がある。このため、関係省庁が連携して幅広い関係者との継続的対話の体制を整備し、運用体制・手法に係る調査研究の実施やベストプラクティスの共有・普及を図るなど、運用の改善に向けた対応を進める。

資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について

【iDeCo制度の改革（第二の柱）】

① iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

- ・ iDeCoの加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、70歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改革において、所要の法制上の措置を講じる。

② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

- ・ 拠出限度額については、令和元年12月25日にとりまとめた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」においても、「拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方については、引き続きの検討課題となるが、企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づくものであるということや、これらの見直しの内容によっては、企業年金、特に確定給付企業年金（DB）の普及を阻害しかねないことにも留意して、自助・共助・公助の役割分担や雇用・働き方の変化等を踏まえつつ、将来像の検討とともに、税制との関係も含めて、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。」とされており、次期年金制度改革に向けて検討を行っていく。
- ・ iDeCoの受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCoの加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改革に向けて検討を行っていく。

③ iDeCoの手続きの簡素化について

- ・ 令和6年12月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年1回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について

【中立的で信頼できるアドバイス提供の促進（第三の柱）、金融経済教育の充実【第五の柱】】

- ・ 事業主における投資教育促進に向けて、セミナーの実施やeラーニングの充実等の支援策について関係団体等とともに検討し、取組を進めていく。その際には、従業員が職域において中立的な認定アドバイザーを活用した場合に支援を行う仕組みについても周知し、活用を促していく。
- ・ 助言対象を絞った投資助言葉の登録要件の緩和について、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、投資助言葉の所管省庁である金融庁と調整を行っていく。

【企業による資産形成の支援強化（第四の柱）】

- ・ 中小企業において企業年金やiDeCoが広がるよう、具体的な周知広報等の取組について検討し速やかに実施するとともに、令和2年法改正時の附則において規定されている中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等についても、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

【顧客本位の業務運営の確保（第七の柱）】

- ・ 金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者に対して、横断的に、最終受益者の最善の利益を図る取組の定着や底上げが図られるよう必要な取組を促すことについて、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、金融庁と連携して対応していく。
- ・ 幅広い関係者との対話や、運用体制・手法に係るベストプラクティスの共有・普及について、具体的な対応を金融庁とともに検討し、対応を進めていく。

現時点の私的年金の着地点

- ◇ 私的年金は、公的年金を補完するための重要な役割を担う。
- ◇ 公的年金と同様に、働き方に中立的であること、制度間の不公平をなくすこと、長期化する老後に対応できる仕組みにすることといったことがキーワード。
- ◇ DCへの流れがある中で、共通の非課税拠出枠の設定をめざしつつ、制度加入者への継続投資教育の拡充やよりよい運用商品の提示など制度のガバナンスを高める努力が必要。
- ◇ DBについても、依然としてその資産規模は大きく、DBがすべてDCに置き換えられることはなく、その両者のメリットを生かした運営を行っていく余地は十分にある。
- ◇ 現状のDB、DCの給付のほとんどは一時金で支給されているが、本来の目的である年金としての給付をもらいやすい環境整備が課題。

当研究機構で検討を進めようとしている研究事業について

- ◇ 年金シニアプラン総合研究機構では、2021年度まで「日本における老後のための資産形成に向けた基礎的条件に関する研究会」という研究事業を行っており、それを踏まえて、昨年7月にフォーラムを開催（次ページ以降の資料参照）。
- ◇ そこで得られた考察は以下のとおりであり、それを深掘するための研究事業を継続中。
 - a. 長期にわたる老後資産形成を合理的に行うためには、時間分散を踏まえたリスクテイクが一般的に効率的。DC年金においては、教育・研修を受けなかったり、無関心な加入者については、資産形成に向けた合理的な行動が不十分で、十分な資産形成につながらないおそれがある。このような場合の制度的な介入が必要。
 - b. 実施主体としての事業主の役割は、加入者の利益の確保。運営管理機関の選定と評価は加入者が適切な運用を行うために厳正に行われる必要があるが、現状としては評価に基づき、運営管理機関を変更することは容易ではない。
 - c. 老後のために準備する必要があると考える資産額については大半の者にとって分からないのが現状であり、老後に必要な資産額と老後に受給できる年金等の双方について様々な形で「見える化」を進め、高齢期のライフプランを支援することが必要。
 - d. 高齢期が長くなっていく中でその間に生活できるような資産の長寿化と、取り崩しも重要。取り崩しニーズへの対応や、認知機能の低下や健康状態、資産の状態を含む個々人の状況に合わせたきめ細かい対応。
- ◇ 当研究機構の研究事業にご理解、ご関心をいただくとともに、可能であれば、賛助会員の参加をお願いしたい。

年金シニアプランフォーラム2022「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」(令和4年7月21日)

島村 暁代(立教大学 法学部国際ビジネス法学科 教授) 「企業型DCにおける制度的対応 高齢期の資産形成を後押しする仕組みの拡充に向けて」(抜粋)

主体的に運用できる人 ← 情報提供・継続教育



運用に積極的になれない人 ← 制度的介入が必要

もっとも、制度的介入の幅を広げるほどに、本来あるべき理想の姿
— 自ら勉強して自らの判断で主体的に商品を選択して運用 —とは離れる・・・

それでいいか？

主体的に運用しない人が
増えることによる問題？



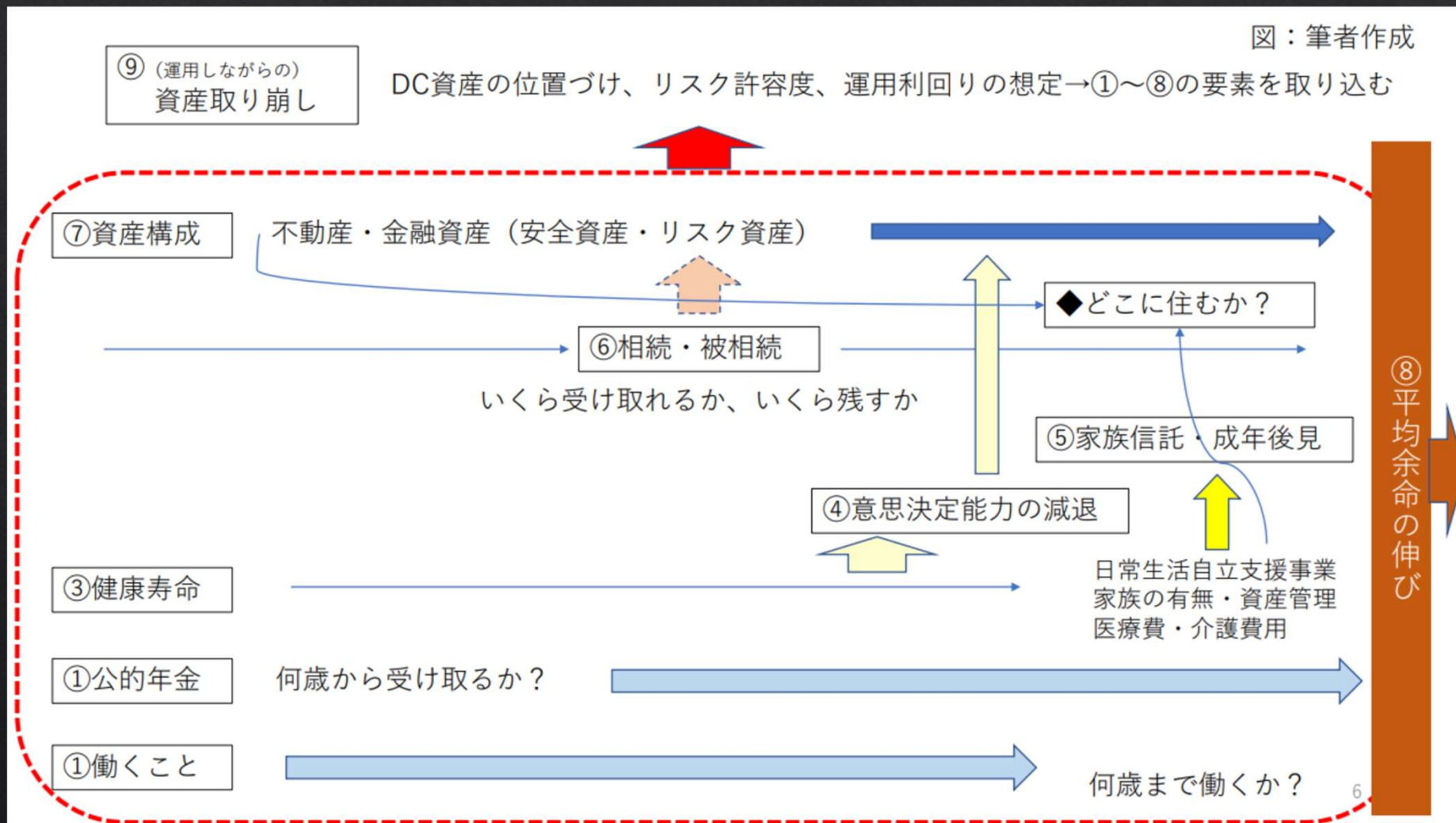
制度的介入を強化
して得られる利益？

理想と現実の間でどのような加入者を典型的な加入者像と捉えて
制度設計していくべきなのか???

年金シニアプランフォーラム2022「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」(令和4年7月21日)

上田 憲一郎(帝京大学 経済学部経営学科 教授)「老後資産取り崩しに関する包括的・多角的な検討-確定拠出年金の検討を契機として-」(抜粋)

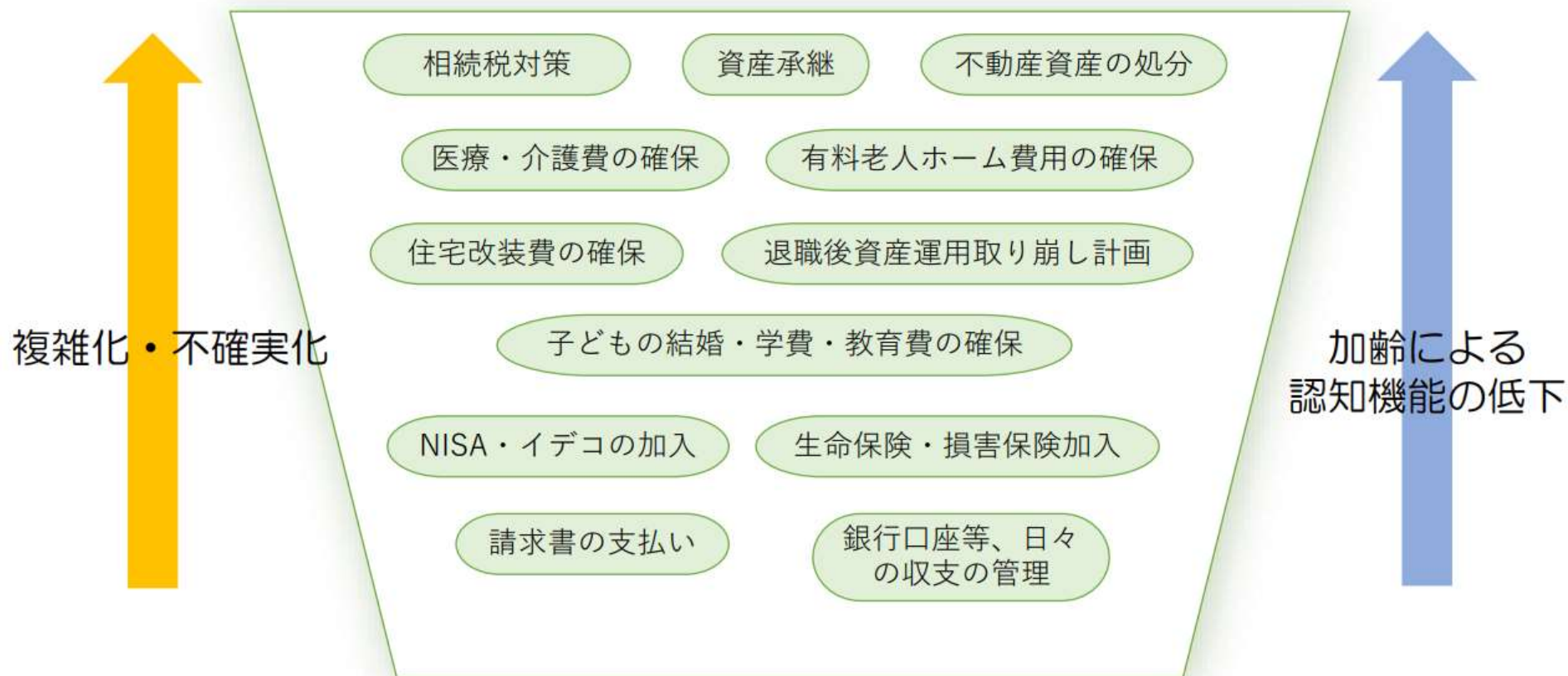
図：筆者作成



年金シニアプランフォーラム2022「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」(令和4年7月21日)

駒村 康平(慶應義塾大学 ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター長/経済学部 教授)「公私年金の新しい連携」(抜粋)

資産管理・運用を巡る年齢の不都合な真実 (不都合な逆台形)
年齢とともに、複雑・不確実な対応(そして金額)が増えるが、認知機能は逆に低下する



Copyright © 2022 Kohei Komamura All Rights Reserved

出典：駒村編著(近刊)『エッセンシャル金融ジェロントロジー(第2版)』

ご清聴ありがとうございました。